

令和5年第4回砂川市議会定例会

令和5年12月6日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告
日程第 1 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

小 黒 弘 君
武 田 真 君
山 下 克 己 君
石 田 健 太 君

○出席議員（13名）

議 長 多比良 和 伸 君
議 員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
高 田 浩 子 君
中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君
議 員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
鈴 木 伸 之 君
水 島 美喜子 君
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
-------	-------

病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長	板 垣 喬 博
兼 会計管理	
総務部審議監	安 原 雄 二
市民部長	堀 田 一 茂
保健福祉部長	安 田 貢 勉
経済部長	野 田 勉
経済部審議監	畠 山 秀 樹
建設部長	斉 藤 隆 史
病院事務局長	朝 日 紀 博
病院事務局次長	山 田 基
病院事務局審議監	渋 谷 和 彦
総務課長	岩 間 賢 一 郎
政策調整課長	玉 川 晴 久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	東 正 人
指 導 参 事	堤 雅 宏
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	川 端 幸 人
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 喬 博
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	安 武 浩 美
事 務 局 主 幹	斉 藤 亜 希 子
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、早速一般質問を始めます。私は、大きく3点、今回は質問をします。

まず、1点目ですが、市長の広聴活動についてお伺いいたします。市長の市政執行方針にある「様々な立場の垣根を越えてオール砂川でまちづくりを進めてほしい」との声を実現するには、砂川で暮らす多くの方々の声を聞くことが重要であると考えています。今後市長はどのような方法で広聴活動を行うのかをお伺いします。

2点目は、義務教育学校の教員についてであります。義務教育学校が令和8年4月に開校します。「教育は人なり」との言葉があります。開校すると市内唯一の義務教育の学校になりますので、義務教育学校をよく理解した教員の確保は最重要課題だと考え、以下について伺います。

1点目は、現在の教員数と義務教育学校の開校時の教員数についてを伺います。

2点目は、現在市内で勤務する教員で小中一貫校及び義務教育学校の経験者は何人いるのかを伺います。

3点目、小学校の教員と中学校の教員にはそれぞれの教育に対する意識や感覚に相入れない部分があると言われていたますが、現実はどうなのかを伺います。

4点目、教員の人事の権限は誰にあり、異動が決定する時期はいつなのかをお伺いいたします。

最後に、大きな3点目として義務教育学校への通学路についてを伺います。義務教育学校が開校すると小学生はこれまでと全く違う通学路で登下校することになりますが、以下について伺います。

1点目は、通学路は誰が決定するのか。

そして、最後に2点目、通学路の決定時期と通学路の交通安全プログラムの策定はいつなのかをお伺いします。

以上です。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 私からは大きな1、市長の広聴活動についてご答弁

を申し上げます。

市のまちづくりにつきましては、第7期総合計画の下、みんなで作るまちづくり、みんなが愛するまちづくりをまちづくりの共通した考えとして市政運営を進めているところであり、子育て支援の充実や市内経済の活性化など、市民の皆様が安心して生活していけるよう施策を行ってまいりましたが、今後も解決しなければならない課題は数多くあることから、皆様と共に知恵を出し合い、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

広聴活動につきましては、これまでも行政改革や市町村合併協議など大きな政策課題の解決には市民の皆様のご協力をいただかなければならないことから、菊谷市長の時代には新たに広報広聴課を設置して広聴活動の体制を取り、また地域活動の重要な担い手である町内会で組織する町内会連合会との懇談会を実施し、地域の要望を基に施策を進めてまいりました。善岡市長もそれを受け継ぎ、企業訪問や子育てサークル、各種団体との懇談会、地域の行事、イベントを通じて積極的に市民の皆様の声을じかに聞き、政策に生かしてまいりました。

今後につきましても同様に市民の皆様の声聞き、市政運営を進めてまいります。この10月には市長とまちづくりを語ろうを開催し、高齢者の移動手段や商店街の活性化、地元高校への支援の充実などの意見が出されたところであり、11月には町内会連合会の役員と懇談会を開催し、道路改良、除雪や交通安全施策などに関する各町内会からの要望に対する回答や樹木等の維持管理、除排雪、空き家の管理、市民への迅速な周知方法などについて意見交換を行ったところでもあります。また、商業、観光、農業などの各分野の団体からの要望活動や市長の参加する市内でのイベントや会合などでも地域の声を聞いてきたところでもあります。

今後も引き続き、市内の経済情勢やまちの活性化に向けた提言など、これまで実施してきた施策の有効性を確認しながら、新しい政策に反映していくため、様々な行政を補完する活動をしている団体等との懇談会等を通じて皆様のご意見を聞き、市政への関心を高め、まちづくりに対する相互理解を深める機会をつくり出してまいります。広聴活動は当然市長一人で全て行うものではなく、おのこの担当する部署の業務に関して職員一人一人が担っていくものであるという意識を持つとともに、組織として連携しながら業務を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君（登壇） それでは、私から大きな2、義務教育学校の教員についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）現在の教員数と義務教育学校開校時の教員数についてであります。小中学校の教職員数については公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によって定められており、学校の学級数に対する教職員定数と学校課題の解決に向

けて特別的に措置される加配定数から成っております。現在の市内小中学校の児童生徒数ですが、小中合わせまして10月末現在で863名となっており、一般教員数は通常学級で45名、特別支援学級で28名の合計73名であります。その他、加配教員6名、道費による時間講師2名、市費による時間講師1名を合わせますと82名となっております。また、義務教育学校開校時の令和8年度の小中学生の見込み数は766名となっており、一般教員数の見込み数は通常学級で35名、特別支援学級で14名の合計49名であり、その他加配教員が加わることとなります。

次に、(2) 現在市内で勤務する教員で小中一貫校及び義務教育学校の経験者は何人いるのかであります。北海道教育委員会に取りまとめている令和5年度義務教育学校の設置及び小中一貫型小学校、中学校の導入状況では、現在空知管内において義務教育学校は1校、小中一貫型小学校、中学校は12校ございます。そうした学校での勤務を経験している市内勤務の教員については、小学校で2名、中学校で2名の計4名となっております。また、空知管外の義務教育学校や小中一貫型小学校、中学校での勤務を経験している市内勤務の教員については、小中学校ともおりません。

次に、(3) 小学校の教員と中学校の教員の教育に対する意識や感覚の違いについてありますが、勤務している校種によって教員の意識や感覚に違いがあるのではないかと認識しております。そうした違いが生じる背景には、日々指導、支援している児童生徒の発達段階の違いや行っている教育活動や業務の違いが起因しているのではないかと推察します。例えば発達段階の違いから申し上げますと、小学校に関しては筆記用具の持ち方や掃除の仕方など生活や学習全般に関わる基本的事項に関わる指導が重視される一方、中学校に関してはそうしたことは既に身につけている前提の下、生活や学習に関わる現状をいかにしてよりよいものにしていくかを考えさせ、行動させるような指導が重視される傾向があります。そのことから、中学校教員から見ると小学校では手をかけ過ぎのように感じられることもあるでしょうし、小学校教員から見ると中学校では突き放し過ぎのように感じられることもあろうかと思えます。また、行っている教育活動や業務の違いについて申し上げますと、例えば授業については、中学校では全教科で教科担任による授業が行われている一方、小学校においては一部教科で教科担任制が取られているものの多くの授業を学級担任が行っていたり、小学校にはない部活動指導や入試業務があったりする違いがございます。そのような違いについての共通理解、共通認識が十分に図られていないことから、双方の意識の差というものが生じてしまうのではないかと考えております。

そうしたことから、現在砂川市小中一貫教育推進委員会の小中連携部会を中心に、小学校と中学校の教員同士が子供への指導や業務などの実態について交流する場面を設けることで、9年間を見据えた小中一貫教育の理念を共有しながら小中の違いを互いに理解し合えるよう働きかけを行っているところであります。

最後に、(4) 教員の人事の権限は誰にあり、異動が決定する時期はいつかであります

が、教員の人事権限につきましては当該教職員及び市町村教育委員会の意見を踏まえた上で北海道教育委員会が決定するものであります。また、異動については、例年3月上旬に内示が行われ、3月下旬の新聞発表をもって具体的な異動先が公表されることとなっております。

続きまして、大きな3、義務教育学校への通学路についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)通学路は誰が決定するのかであります。通学路については子供たちの安全を第一に考え、学校周辺の比較的安全と思われる道路を保護者等と協議するなどしながら学校長が決定します。ただ、義務教育学校については、開校までの期間は校長がおりませんことから、現在の市内小中学校の校長が参画する砂川市小中一貫教育推進委員会等の会議体において決定していくことになるものと考えております。

次に、(2)通学路の決定時期と通学路の交通安全プログラムの策定はいつかですが、通学路の決定時期につきましては、徒歩通学の児童生徒を対象としたもの以外にもスクールバス利用児童生徒が安全にバス乗降場まで移動できる道路とする必要があることから、現在スクールバス利用児童生徒について検討している砂川市立小中学校統合準備委員会での議論の推移を踏まえながら、開校前年度の夏頃を目途に決定していきたいと考えております。また、通学路の交通安全プログラムにつきましては、砂川市通学路交通安全推進会議において、既に現行のものは策定されておりますが、義務教育学校の通学路が決まり次第、関係機関、関係各課との連携の下、必要なプログラムの改定に当たり、教育に関わる部分を含めて内容の充実を図るため、協議に参画してまいります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず、1点目、市長に聞いたので、市長が最初から出てきてくれるかと思っていたのです。市長がどう市民の声を聞こうとしているかをお伺いしていたのですけれども。実は、今の総務部長のお話でいくといろいろやってきましたというお話があるのですけれども、今砂川市は第7期総合計画をやっていますが、その中で協働事業の充実というところがありまして、広報広聴活動の推進があります。これまでどのぐらいの現状値があるのか、値があるのかということもいつも総合計画ではやっているのですけれども、その一つに市が市民の意見を聞く機会を十分設けていると思う市民の割合を聞いています。これは現状では、令和元年のときなのですけれども、24.5%という低い数字が出ています。この第7期総合計画でそれを上げていこうということなのですけれども、24%ぐらいの人しか市から情報をもらっているという市民がいないのは悲しい話だと私は思って今回これをお伺いしたのですけれども、飯澤市長は市長になってからすごい施策を打ちました。特に子育て支援の関係なんかは高校生までの医療費無償化、これは予想外だったのですけれども、小中学校の給食費の無償化まで手をつけられました。そのことは物すごいことだと思っているのですけれども、残念ながら市民の皆さんがあまりこのすばらしい事業のことを知らないのです。私は、そこに少し危機感というか、感じています。

私みたいなもう子供も大きくなってしまった人たちがそうならまだ分かるのですが、現実にも、現実に今子育てをしている人たちも、もちろん自分の給食費を払うお金は出ていかなので分かってはいると思うのですが、何人かのお母さん方の感想を聞くと、助かるのは助かるのだけれども、やっとほかのまちと同じぐらいになったという、そんな感想です。これではなかなか、この施策によって、砂川市はいい子育て支援をやっているから、子供たちがいる世帯が我がまちに来てくれるという状況にはまだなり得ないなと思っているわけです。

これはほかのまちでもやっているからと当然に言われては困る話でして、この2つの事業、医療費無償化、給食費の無償化で、何と砂川市は完璧にやったときに年間1億円近いお金が飛んでいくわけです。それだけのことを今やっているのです。砂川市ぐらいになって、ほかの例えば深川市はまだやっていないし、岩見沢市もやっていないし、滝川市ももちろんやっていないしと、大変な事業をやり始めたのです。ところが、市民になかなか伝わっていないということになると、これは市長は伝わっていると思っているかどうか分からないのですけれども、私は非常にもったいないと思って、もっと市長に動いてほしい。こういういいことをどんどん自分の声で宣伝してほしい。宣伝して、それが市民の皆さん方に伝わって、今度市民の皆さん方が砂川は子育て支援ではすごくいいことをやっているよ、ぜひ子育て世代の人たちはうちのまちに住んでと言ってもらうぐらいに浸透させていかなければ駄目だと思うのです。

これは、今の部分だけではなくて、この前の議会懇談会の中でも、何回かいろいろな意見を聞く会みたいのところへ行くと次に呼ばれないという意見がありました。何でそうなるのかという、議会懇談会の中で実際のお話でしたから、経験されている方がいらっしゃると思うのです。批判というか、都合のいい話ばかりされなかったから、次に呼ばれなかったと思っていらっしゃるのですけれども、そういう傾向は実は砂川市には今あると思っています。でも、こんなのは全然駄目で、耳の痛い意見こそ大事な意見だと市長には考えてほしいです。

私は、市長は前の善岡さんと違うタイプですから、もっとまちに出て市民の地域に入っていってほしいです。ほかの市長も、市内何か所かで住民懇談会みたいなことをやっていますし、例えば夜、みんな仕事を終わった後でも、もちろん毎日ではないですが、市長室に来て自由にいろいろなお話を聞かせてくださいというまちもあります。あるいは、学生さんたちと話をする場を設けたり、いろいろなことをみんなやっています。それは、自分の思いをとにかく市民の皆さんに知ってもらいたいということだと思えるわけです。次は、市長答えてください。こんなことがあるので、ぜひもっとまちに出て、自分のいい施策をどんどん宣伝してもらって、このまちによそから人を呼び込んでいただいて人口の減少を少しでも止めていただくような、そんな市長にぜひなっていただきたいという思いでお伺いをしています。市長の考えをお伺いします。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) ただいまの黒議員に対する答弁をいたしたいと思いません。

まず、基本的に市長の広聴活動ということで、私が考える第1の基本としまして、自らがまちに出ていくことが一番の広聴活動と認識してございます。先ほど黒議員からありましたように、7期での市民の広聴活動が24.5%ですか、というのは数字としてはかなり浸透はしていないのだなというのがありますし、今回私が出るに当たって、6月の補正予算の中で政策予算として子育て施策は思い切った中でやらせていただいたつもりですが、それが市民に伝わっていないというお話もありましたが、私が聞いている中ではよくここまでやってくれたという声はたくさんいただいております。そこは、どういった方々と、黒議員が会って、私がどういった方々と会ったというのは、そこら辺の違いがあるかもしれませんが、まずはそういったことで砂川市の魅力というか、この施策は市民全体というよりも市外にも伝わってほしい。そして、願わくば砂川にも来ていただきたいというのが思いでございます。

今現在7か月ほどたちました。この間公式、非公式にかかわらず、いろいろな団体からお声がけはいただいております。それについては、コロナが2類から5類になって、各団体の総会ですとか懇親会ですとか会合ですとかというのが一斉に解禁されて、数多くの団体からお声がけをいただいております。それに関しましては、お声がけがあったときには都合がつく限り必ず参加、出席するようにいたしてございます。そしてまた、私が4月に就任したときには、市長ばかりではなくて、職員にもまちに出てほしい、現場の声を聞いてほしいというのをまずは指示してございます。先ほど黒議員も言われていましたけれども、市長一人ではなくて、行政全体が市民の声を聞くというのが広聴活動の最大の効果があると私は思っておりますので、これからもいろいろな団体、そしていろいろな地域にも向かって、私のほうも出向いて市民の声を聞いてまいりたいと、そしてまた砂川の魅力、そして施策としてやらせていただいているものを多くの方々に理解をしていただきたく、今後も努めてまいりたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 黒弘議員。

○黒 弘議員 市長のお答えがありました。多分これからはいろいろな地域に出ていただけるのだろうと思いますけれども、役所に病院と同じようなご意見箱みたいなのも置いてほしいというのを付け加えて、これは終わりたいと思います。

次、義務教育学校の教員についてなのですが、こちらを心配しています。昨日の高田議員の話もあつたのですが、あえてこの人数のことをお伺いしたのは、これから教職員の数は現状と比較すると約半分近く、半分とは大げさですが、そのぐらいに減ってしまいます。これは、なかなか大変なことになるだろうとは思っているのです。人数のことについては昨日高田議員がやっていたので、私はこれから、すみません、教員

と言わないで先生と言います。普通の学校の先生という同じ意味で言わせていただきますので。とにかくこれから砂川市がやろうとする義務教育学校は、なかなか数が少ない学校の取組をやろうとしているのです。先ほどもこの市内で勤務する先生の中で、これからやっていく義務教育学校の経験者は何人ぐらいいるのですかとお伺いすると、空知管内では2名、合計4名ですか、82名ぐらいいらっしゃる今現在の中で経験者は4名ということです。この新しい教育制度に向かってこれからやっていこうとする先生が4人しか経験者がいないということなのです。あの方々は、小中一貫も義務教育学校ということすらも知らないまま、今のままでこれから入っていこうとするのか分かりませんが、そういう状況にあるということだと思っています。

それで、今砂川市では義務教育学校をやろうという形にはなっているのですけれども、私はもっと慎重に時間をかけてしっかり検討しながらやってほしいというのが基本に持っていることですが、教育長が随分急がれて、とにかく一年でも早くという状態でやっていますが、3点目の小学校の教員と中学校の教員の壁みたいなことのお話がより重要なのですけれども、実は小学校の先生と中学校の先生は文化の違いがあるぐらいの違いがあるという方もいらっしゃるのですが、これまでの小学校と中学校の6・3制というのは実は昭和22年4月から実施された制度だそうです。ちょうど私が生まれた年なので76年間、小学校は6学年、中学校は3学年というのがずっと続いてきたわけです。これを砂川市は一気に9年制にしようという大改革の中に飛び込んでいこうとしているのです。それが果たして砂川市でやれるのか。少しでも経験のある4人の先生だけで砂川市はこの教育を担っていけるのかと非常に心配をしています。参事、これで今やっていけるのでしょうか、まずそこをお伺いします。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 ただいまございました義務教育学校開校に向けて、小中一貫校や義務教育学校での勤務経験者の確保、また人材に関わる懸念についてございますが、実際に小中一貫校ですとか義務教育学校での勤務経験がある教員につきましては、実態を具体的に理解できており、教育活動推進のイメージが湧きやすいという点からいえば確かに一日の長があるものと考えます。ただ、小中一貫校や義務教育学校につきましては、平成28年度から制度化されたことにより設置が広がってきているものであるものの、制度化からまだ8年ということもありまして、まだ数的には少ないという状況でございます。そうしたことから、小中一貫校や義務教育学校での勤務経験を持つ教員そのものが少ないという課題もあるものと認識はしております。

また、学校経営や学校運営上から考えますと、例えば開校時の子供たちの心理的なケアを行ったりですとか、また本市で取り組む学習スタイルによる授業を開校時からスムーズに行ったりするという観点からは、例えば現在市内の学校に勤務している教員の配置という視点も重要になっていくと思いますし、小中一貫教育を推進するという観点から申し

上げますと、小中それぞれの勤務経験を積んだ教員の配置、こういったことも必要になっていくだろうと認識してございます。そして、何より全道的にも類を見ない大規模の義務教育学校において、子供たちの9年間を見据えながら砂川市の子供たちの持っている能力、秘めたポテンシャルをしっかりと伸ばして行ってあげたいと、そういう意欲ある教員の存在こそが重要なのではないかと考えるところです。このことから、義務教育学校や小中一貫型の小学校、中学校での勤務経験者の確保も含めまして義務教育学校開校時の課題を乗り越え、スムーズな学校教育活動を進めることができるような人的配置に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 参事の考え方どおりにいってくれるといいのですが、なかなか難しいかと思うのは、まず小学校と中学校の先生方はどう違うかという話なのですが、先ほど文化の違いほどの違いがあるというお話の、私からするのも変ですが、具体的な話なのですが、まず小学校の先生は、皆さんは御存じだと思いますが、一人で全ての科目を教えるのが基本です。ですから、ピアノもやるし、水泳もやるし、調理もやるしというオールマイティーで子供たちに接する先生方です。中学校の先生は数学や国語など専門科目に特化して受け持っていくのが先生と。

言うならば砂川の場合だと各小学校は今みんな1クラスだけですから、学年での話合いで数人の先生たちがうちの学年どうしようなんていう話合いもなく、多分自分の学年だけ、学級だけ、クラスだけを何とかしていけばいいという感覚だろうと私は思います。だけれども、中学校の先生はそうではなく、各科目ごとにいる先生ですから、学年全体でどうしようかという、組織的にある程度動いていく先生方だろうと、それに慣れている先生方だろうと思うわけです。こんな比較は変かもしれないのですが、個人商店と市役所みたいに組織があってしっかりと仕事をしていくところの違いほどのものがあると実は思うわけです。今度義務教育学校となるとそれが一緒の仕組みになって、6年生と3年生で分かれるのではなく、砂川の場合はもっと難しく4・3・2という、そういう内容でこれから進めていこうとしているわけです。ここに小学校にずっといた先生方が始まった段階でなじんでいかれるのか、みんながしっかりと参事がおっしゃったような先生方になっていってもらえるのかどうか、非常に不安です。ここに向かって、でももうやっていかなければならないということはもちろんなのです。

ここで、参事も難しい点も分かっているお話だと思うのですが、これまで子供たちは合同のレクリエーションをやったり遠足をやっているのを僕も知っています。中学校の教員の5年生から6年生かにも乗り入れをしていくのも知っています。ただ、義務教育学校あるいは小中一貫学校という理論がなってから、果たして先生方が先生同士で交流を試みたり、あるいは小中一貫教育の研究とか研修とかを砂川で開かれたかといったら、まだ一回も開かれていないのです。子供たちが一緒になって仲よくなるのも非常

に大事ですけれども、その先頭に立ってもらふ先生方がまず小中一貫教育はどういうものなのか、義務教育学校がどういうものなのかというのをみんなで話し合っただけで統一していただけてもらわなかったら、しかも2年先です。でも、一度もそんな研修や研究なんてやっていないと思うのですけれども、この辺はどうですか。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 ただいま小学校と中学校の教員がその違いを乗り越えるために必要であろうという取組についてありましたけれども、確かに小黒議員おっしゃるように小学校、中学校それぞれにいわゆる違いというものがございます。ただ、それに関わって、現状の教育の動きとしましては、個人商店というおっしゃり方をなさっていただけでも、小学校でいうと学級担任が学習指導から生活指導まで全てを含めて指導、支援するといった形のメリットという部分も確かにございますが、デメリットという部分もここ数年浮き彫りになってきました。例えば子供に関わる問題を周りと共有することなく学級担任が丸抱えになっていたことにより、早期に子供の心配や不安を解消できたものがより解決が難しいところまで進んでしまうなど、そういった課題も全国的に散見されましたことから、例えば学級単位ではなく、複数学級があれば学年、なければブロックとって1、2年生、1、2、3年生という発達段階のくくりでチームになった学年、学級経営を進めていきたいと思います。また、校務を進めていく分掌についても、一係ではなく、チームとして担う業務について進捗状況を共有したり、その取組をやるのだったら、うちの係ではこう応援するから、もっとよくできるよとか、そういったチーム体制で学校を運営していくということが重視されるような動きが今生まれてきております。

また、教科につきましても、特にここ最近では文科省でも高学年からの専科教員を多く配置して、専門性の高い授業を提供するとともに教科の学習が楽しいと思えるような指導を小学校段階から進めていくような動きが進んでおりますし、市内の小学校においてもそういった教科担任による授業を少しずつ導入しており、全てが全て担任が行うという体制ではない形に進んできているという状況になってございます。

そこで、そういった中、教員の小中の違いを乗り越える研修についてでございますが、現在今年度から本市では砂川小学校と砂川中学校の2校が北海道教育委員会の学校間連携サポート事業という事業の指定を受けまして、様々な取組を推進してきたところです。この事業につきましては、既に義務教育学校ですとか小中一貫校を設置、導入していただいたり、また設置、導入予定の市町村教育委員会や学校を対象としまして、地域の実情に応じた小中一貫教育の導入や円滑な実施への取組を支援することを狙いとした事業でございます。この事業の取組を通して様々な先進事例に触れたり、オンラインを通じて直接義務教育学校を進めていますと、小中一貫教育に先進的に取り組んでいますといったところの教員ですとか、また教育委員会職員から話を聞いたりする機会ができるものとなっております。

このことから、現在は砂川小学校と砂川中学校の2校がモデル校として本市では参加し、教育委員会と小中、教育行政と一体でその事業から学んでいるところではございますが、次年度は市内全ての小学校、そして中学校がこの事業に参画することを通して全ての学校でそういった先進事例が学べるような体制をまずつくっていかうと考えております。それと、今年度につきましては、特に小学校が現在5つございますので、小学校間の違いや差を埋めるということにどちらかというウエートをかけた取組を進めてきたということはあって、小中の部分の連携が小黒議員おっしゃるような十分なものになっていないというところは認識しております。そこで、次年度につきましては、小中の合同の研修会というものを実施して授業づくりについてまず交流し、理解し合いながら小中学校が同一歩調でつくる砂川市の学びの在り方について研さんする機会を設けていきたいと考えています。取組が遅いのではないかとおっしゃられれば、時間は巻き戻せませんので、何ともなのですけれども、今取り組めること、今後取り組む必要があるものについてはしっかりと考え、現場の理解を得ながら、教育行政と現場と子供を中心としてスムーズな開校に向けて1つずつ課題を乗り越えてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 すごく参事の答弁は正直だと思います。取組が遅いのです。でも、これは参事の責任ではないのです。その前の責任なのです。前の参事という意味ではないですよ。もっと早くから、この方向でいくのは分かっていたのだから、しっかりと取り組んでいかなかったらいけなかったのです。2年前になってやっと、今参事がおっしゃったような流れ方ではないはずだったはずですね。でも、参事がおっしゃるとおりで、もう時間は戻せないのです。

だけれども、これと同じようなことが今全国で私は起こっていると思っているのは、文科省は法律まで変えてでしたか、義務教育学校ができるという、力を入れ始めたのです。ところが、これは令和4年なのですけれども、文科省が行った学校基本調査によると、小学校と中学校は全国で国公立全部含めて、私立も含めて、2万9,173校あるのです。その中で義務教育学校は何校あるか、全国ですよ、178校しかないのです。これは、何と0.6%です。では、北海道でどうかといたら、北海道内の公立ですけれども、小学校と中学校を合わせると1,513校あります。義務教育学校は何校あるかと思ったら19校です。みんな文科省が言う理想的な学校はいいと思っているのだけれども、そこに踏み込めていけない何かがあるのでしょうか、きっと。そうでなかったら、もっとできていいですよ。

そこに向かって、今教育長は義務教育学校をやるとおっしゃって、しかも1年前倒しをしてやるまで言って、今ここの現状にいるのです。このまま本気で突っ込んでいっていいのかということです。今参事は、遅れているのを認めていらっしゃるのです。これは、一か八かの勝負ではないのですよ、義務教育学校。子供たちの教育の全てがかかっているこ

とです。だって、ほかに学校がなくなってしまうのです。これ1校しかないのですから、これが駄目だったら全部駄目になるということです。ですから、一か八かの勝負をするのではないのです。100%成功しなければいけない事案なのです。なぜここが難しいのが分かっているながら今参事がおっしゃる遅れが出てしまっているのだろう。しかも先生という一番大事なこのポイントについて遅れが出ているというのに私は非常に危機を感じています。

先ほど教員人事の権限は誰、異動が決定するのはいつというお話をお伺いしました。最終的な権限は道教委だと、そうでしょうね。だけれども、国だって道だって、義務教育学校、小中一貫教育に力を入れようという気持ちはある。その一番いい形は義務教育学校だということは分かっている。ただ、少しでも、小中一貫教育あるいは義務教育学校という制度に興味があったり熟知までしないまでも、そういう先生方に集まってもらわなかったらまずいわけです。時間がないではないですか。先ほどおっしゃったのは、人事の異動は3月上旬、3月下旬は新聞公表で分かる。これは、普通の流れです。その前に何が起きているかといったら、先生の取り合いをやっているわけでしょう、これは言い方が悪いかもしれないけれども。空知管内、多分管内の先生方の異動なのだろうと思うわけです。そうしたら、今12月ですから、今から来年の先生方の異動の話なんていうのは裏の世界では動いているのだと思うのです。ここで何をやっているのだろうと、今砂川は。何か動いているのですかね、義務教育学校に向かって。次長、何か動いているのですか、今。お伺いします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 (登壇) ただいま小黒議員から、義務教育学校に向かって何が進んでいるのかということでございます。私もこの5月に教育の部署に来まして、ずっと見てまいりました。そこには今回小黒議員がおっしゃるように小学校、中学校の先生の違いとかもあるのではないかというのも思っておりましたけれども、今ここではその壁を埋めるべく、準備をしながら一生懸命に働いている先生のその姿を見てきております。学校の建設にしても今令和8年4月予定ということで準備を進めておりますし、現場としましては今これに向けて一生懸命に課題を克服しながら進めているという認識でございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 質問に答えていないです。私は、義務教育学校にとっていい先生を獲得するために何を動いているのですかという話を聞いているのです。うちの教育委員会は、教育委員会独自の人事の仕組みではないのです。今まで介護や何かをやっていた人が急に教育委員会へ行ったりするわけです。次長もそうですものね、今年5月になった人です。指導参事は、いつまで砂川にいてくれますか。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 いつまで砂川にということでございますが、最初の答弁で申し

上げましたように、教職員の人事につきましては北海道教育委員会で決めているものなので、北海道教育委員会がここで働きなさいと、ここに行ってくださいと言われましたら、私はそれに従って精いっぱい仕事をすると、ただそれだけでございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 参事、教えてください、ずっと。頼みます。だって、参事ぐらいしかまともな答弁をする人はいないのだから、この義務教育学校に関してですよ。こんな状態で100億かけて大丈夫ですかね。建物は建つのです。だけれども、その建物が建っても、大事な先生方を今のうちに集めておかなかつたら、子供たちは不幸になります。参事だって、今までは主事、参事の方々というのは2年ぐらいで大体いなくなっているのです、ちょうど大事なときにいなくなるかもしれないではないですか。義務教育学校に向かって非常にまずいのは、教育委員会にいい課長がいたのです。人事まで口を出せるようないい課長がいたのだけれども、その人も急に辞めるし、今まずい状態になっていると思います。

時間もなくなってきたので、教育長にお伺いするのですけれども、教育長は義務教育学校をやると力を込めて、デメリットなんか無い、メリットばかりなのだと行ってこられました。これは道教委が人事異動の最終的なものはあるにしても、教育長はこのまちの教育のトップとして当然人事に関わっていけるでしょうし、道教育委員会にだってどんどん行ける人です。どんどん行ってくれないと困るのですよ、もう時間ないのだから。教育長が1年前倒した責任はきちんと取ってください。義務教育学校に理解を持って、前例にとらわれないで真摯に変革に取り組むような先生方を集めなかつたら、経験している先生なんかは今4人しかいないのだから、少しでもいいから、経験は積んでなくても、義務教育学校を頑張っている学校にしていこうという気持ちのある先生を引っ張ってきてほしいのです。そのためには教育長はこれからどうやって動かされるのか、お話をお伺いします。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) ただいま義務教育学校の教員、いい先生をどのようにして集めるのかというご質問ですが、まずは義務教育学校を令和8年4月開校予定というのは、その前段の検討委員会のご意見を踏まえながらこれは決定をしてきたということでありますので、とにかく独断専行で早くしてきたという認識は私にはございません。ただ、日程は8年4月という予定になっていますから、それに向けて今まで取組はさせていただきました。今ご質問いただいた教職員に関しましては、子供たちのためにというのは少なくとも私も小黒議員さんも同じだと思います。

この教員をどうするかというのは、今始まっていないです。令和になってからです。つまり何年も前から教育局に、道教委にはお願いをしています。令和6年度の人事につきましては7月、8月です。調書を教職員から頂くのは9月です。ですから、その前から教員の人事については始めています。砂川でいけば、基準年数は6年ということですので、6年に到達した教職員、今年度到達するということですが、それと到達はしないけれども、

希望したいのだと、こういう教職員がいると、これは校長の面談を経て教育委員会に上がってきます。これは9月です。それを踏まえて、私は直接当該教職員と面談をします。各学校に向いて直接面談をして、そこでまた校長と面談をして、それを踏まえて道教委に申請を上げています。道教委と私の協議、これは1次協議はもう既に終了しています。校長も道教委、教育局と面談をする機会がこれからだと思いますが、あります。ですから、現場の声と、それから市教委の声と、これを踏まえて道教委、つまり空知教育局では24の市町がある教職員の人事をそこで始めるということになっていきますので、具体的な異動の名前が出てくるのは1月末から2月になっていきますので、そこから3月上旬の内示に向けて本格的に人事が動くということですが、内々の人事は既にもう始まって、私の中では何か月もたっていますし、義務教育学校だけを取ってみるともう何年も続いています。ですから、この部分は、かなり教育局にも、道教委ですね、願いをして、市内の中でも願いを聞いていただいた経過ももちろんあります。ただ、個別案件はここではお話はできませんけれども、このところについては令和6年度に向けても一層取組を進めたいということで、まず義務教育学校のいろいろなご意見もありましたけれども、今ご質問のあった人事の関係については、今までも、そしてこれからも十分に取組んでまいりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 私も心配ですから、自分なりに知っている先生方に声をかけてみたのです。そうしたら、義務教育学校に行きたがる人はいないです。小さな義務教育学校だったらいいのだけれども、砂川の場合だったら700人以上の児童生徒がいる大きな学校だから、なかなか行けないかなという先生が多いですよ、教育長。こういう中で、先ほども言ったとおりに、経験はないのだけれども、砂川のためにという人たちを持ってきてもらわなかったら、先ほども言ったとおりの時間もないわけだし、とにかく砂川の子供たちのために、この学校がうまくいけば、さきに市長にお話をしたものと併せて、子育て世帯の人たちがここに住んでくれるかもしれないという大きな事業だと思っているので、教育長にはぜひ頑張ってください、指導参事にもぜひ長くいていただいて、せめて開校するまでは絶対いてくださいということを申し上げて、教員についてのお話は終わりたいと思います。

それで、通学路の話なのですが、これも実はこれから子供たちを通わせるお父さん、お母さんたちは心配しています。今行っている学校にはもちろんそれでいいのですが、全く違う方向に向かう子供たちがたくさんいるのです。うちの近所、中央小学校なんかも特にそうですけれども、逆方向に向かっていたりするわけです。そういう意味では、通学路、命に関わるようなことにもなりますし、安全プログラムが今のはできているのは知っているのですが、それは今の安全プログラムで、新しい義務教育学校に向かうものはまだこれからだということなので、これもいち早く取組んでいただいて、大人目線ではなく子供目線で危険な場所はまた違った意味であると思うのです。ですから、

そのところは、教育委員会をはじめ、しっかりと全庁的な流れの中でやっていっていただきたいと思うのですけれども、この辺具体的なものを最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 通学路の安全、安心に関わってでございますが、義務教育学校の通学路の決定に関わっては、現在各小中学校に通学路の安全マップ、校区の安全マップというものがございますので、それらをしっかりと活用し合いながら、子供たちの声なども各学校から吸い上げてもらい、ここは危険箇所だと、ここはおつかないよというものをそれぞれが持ち寄りながら、適正な、より安全な通学路の策定に生かしていきたいと考えております。また、決定次第、関係各課、関係機関と情報共有しながら、その通学路が安全なものかしっかりと検討、精査した上で、できるだけ早い段階で保護者の皆様、地域の皆様にも周知するとともに、登下校時の安全、見守りという意味でいいますと学校だけではどうしてもカバーできないところもございますので、そういった交通安全、見守り体制などについても一緒に考えていけるように、組織の中でどのようにお願いをしていくかなど検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員。

○武田 真議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして私からは大きく3点について伺います。

大きな1、ヒグマ対策についてであります。全国的に熊類が市街地に出没し、人身被害等が深刻な問題となっております。砂川市でも市街地に隣接する北光公園においてヒグマが出没したなどからも、これまでとは異なる対策が必要なことは明らかなです。そこで、昨今のヒグマの出没状況を踏まえた課題の分析状況と今後の対策等について伺います。

大きな2、18歳以上の軽度、中等度難聴者に対する補聴器購入費等の助成等についてであります。18歳未満の身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度難聴児の補聴器購入費等助成事業については、当市においても実施されています。しかし、18歳以上の軽度、中等度難聴者に対しては国においても助成制度が存在していません。全国的にはこうした18歳以上の軽度、中等度難聴者に対して補聴器購入等のための市町村独自の助成制度が広がりつつあるようですが、財源確保等の課題も存在しています。また、難聴に関しては認知機能への悪影響が知られるようになってきており、保険者機能強化推進交付金を活用し、介護予防の事業と連動する形で補聴器購入費を助成している自治体も見受

けられます。今後18歳以上の軽度、中等度難聴者に対しても学業や仕事等への支援及び認知症予防の観点から、補聴器購入等のための助成制度の導入が必要と考えます。そこで、次により伺います。

(1) 道内市町村における18歳以上の軽度、中等度難聴者に対する補聴器購入費等の助成状況について。

(2) 18歳以上の軽度、中等度難聴者の把握状況について。

(3) 18歳以上の軽度、中等度の難聴者に対する補聴器購入費等の助成に関する考えについて。

大きな3、ボランティアポイント制度の導入等についてであります。ボランティアポイント制度とは、介護予防活動やボランティア活動等に参加することでポイントがたまり、それに応じて商品券等と交換できる制度です。ボランティアポイント制度の名称は、導入している市町村により、介護サポーター事業、シニアボランティアポイント事業、高齢者いきいき活動ポイント事業など様々ですが、道内でも地域医療介護総合確保基金等を活用して導入する市町村が増加しています。この制度の導入により、参加者は介護予防活動やボランティア活動に対する意欲の向上等、市においては介護給付費増大の抑制やボランティア人材の確保等の効果が期待されると考えます。そこで、次により伺います。

(1) 道内市町村のボランティアポイント制度の導入状況について。

(2) ボランティアポイント制度導入に関する考えについて。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 (登壇) それでは、大きな1、ヒグマ対策について、初めに、私から今年度の目撃等の出没状況についてご答弁申し上げます。

11月29日現在で目撃情報が53件、足跡、ふんなどの痕跡が34件、計87件であり、令和4年度につきましては目撃情報が50件、足跡、ふんなどの痕跡が18件、計68件、令和3年度につきましては目撃情報が57件、足跡、ふんなどの痕跡が14件、計71件で、令和4年度の出没件数と比較して19件増加、令和3年度の出没状況と比較して16件増加しております。出没件数の増加の要因といたしまして、北海道全域で個体数が増加しており、それに伴い生息域も拡大し、餌となる木の実が不作の年には餌を求めて畑の農作物を食するために人家へ接近し、目撃等の出没件数が増加しているものと推測されます。

これまでの対策といたしまして、課題である市東部の山間地から市街地へのヒグマの接近を防止するため、忌避装置を20基購入し、出没が予測される区域に設置したほか、北海道へ依頼し、移動ルートの一部であるペンケ歌志内川河川敷の立木の伐採を行い、ヒグマが潜伏できる環境を縮小させてきたところであります。以後、市東部の北光、空知太地区における市街地の出没件数は減少し、効果が現れているものと考えております。今後

おきましても、引き続き忌避装置の設置や草刈り等によるヒグマの侵入防止を中心に対策を実施し、近隣市町、関係機関、専門的な機関と情報を共有しながら効果的な対策を検討してまいります。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 私からは、市街地周辺でのヒグマ出没に対する市民周知の状況及び今後の対策についてご答弁申し上げます。

市街地周辺へのヒグマ出没や目撃情報に対しては、その状況に応じて、副市長をトップとしたヒグマ対策会議において情報共有を図るとともに、対策について検討し、庁内各部署及び消防とも連携し、対応しているところであります。ヒグマ出没等の情報提供があった際には、出没目撃情報の市ホームページや市公式LINEによる周知、出没目撃地周辺への注意喚起看板設置、町内会を通じての注意喚起チラシの回覧や配布、広報車の巡回により市民への情報提供と注意喚起を図るとともに、必要に応じて市道の通行規制や公園等の一時閉鎖、登下校時におけるパトロールなども実施しているところであります。このうちチラシの回覧、配布については若干即時性に欠ける面があるため、広報車による巡回を出没箇所近郊の町内会にて数か所に停車しながら周知を行ったところであります。また、市公式LINEでの周知については、早く情報を知ることができてよかったとの声をいただいていることから、できるだけ多くの方に市公式LINEへの登録をしていただけるよう周知が必要と考えております。これらを含め、今後の対策につきましては、人身被害等を防止するため、引き続き出没目撃情報や現場の状況を踏まえた上で適切で迅速な市民への周知や注意喚起に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君（登壇） 大きな2、18歳以上の軽度、中等度難聴者に対する補聴器購入費等の助成等についてご答弁申し上げます。

初めに（1）道内市町村における18歳以上の軽度、中等度難聴者に対する補聴器購入費等の助成状況についてであります。難聴の種類には主に音が伝わりにくくなる伝音難聴、高音域が聞こえにくいなどの感音難聴、その2つが混合した混合性難聴があり、聞こえにくいとした程度で分類した場合、軽度、中等度、高度、重度という4つのレベルに分けられます。このうち高度及び重度に該当し、身体障害者手帳の交付を受けている方は、補装具費支給制度に基づき基準額の範囲内において原則1割の自己負担で補聴器を購入できますが、一定の程度に満たない軽度及び中等度の方にはこの制度が適用されないことから、一部の自治体においては独自の助成制度を設けているところであります。この状況に関し、北海道市長会が本年6月に実施した加齢性難聴に対する助成制度の調査結果では、全道35市のうち5市が高齢者等を対象とする助成を行っておりますが、そのうち対象年齢を18歳以上としている市は2市となっているところであります。なお、町村の全道的な状況については情報を得ておりませんが、沼田町など一部の自治体において制度が導入

されていることを把握しております。

次に、（２）１８歳以上の軽度、中等度難聴者の把握状況についてであります。軽度、中等度難聴に該当する方のうち、当市においては１８歳未満の児童に対しては補聴器の購入等に係る助成事業を実施していることから、その実績については把握しておりますが、１８歳以上の方の軽度、中等度難聴についてはご本人の医療情報に関わる事項であり、これまで窓口等における相談対応の事例もないことから、把握することは困難なものであります。

次に、（３）１８歳以上の軽度、中等度の難聴者に対する補聴器購入費等の助成に関する考えについてであります。全国市長会において令和５年度の高齢者福祉施策に関する提言の中で、後期高齢者や障がい区分に限らず、加齢性難聴等の軽度、中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することについて積極的な措置を講じるよう求めているところであり、当市としても１８歳以上の軽度、中等度の難聴者に対する補聴器購入費等の助成については国により制度化されることが望ましいと考えているところであります。このことから、現時点におきましては市独自の助成制度の創設について想定しておりませんが、専門的な研究機関により難聴と認知機能の関連性について指摘されているほか、補聴器は周囲の会話などの聞こえが悪くなった方にとって適正に使用することでコミュニケーションを円滑にするなど、有効な補装具とされていることから、引き続き国や道、先進自治体の動向を注視し、調査研究に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな３、ボランティアポイント制度の導入等についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）道内市町村のボランティアポイント制度の導入状況についてであります。介護ボランティアポイント制度は、高齢者など介護支援ボランティア活動を希望される方がその活動実績に応じてポイントを獲得できる仕組みであり、介護の担い手の確保を図るとともにボランティア活動を通じてご本人の介護予防に資する取組として、平成１９年度から介護保険制度における地域支援事業として位置づけられているものであります。道内の導入状況についてであります。令和５年２月に北海道が取りまとめ、介護保険制度における地域支援事業交付金を活用した介護支援ボランティア事業の調査結果では、５９市町村でポイント制度が実施されております。具体的な事例といたしましては、介護認定を受けていない第１号被保険者、または第２号被保険者を含めた対象者から事前に登録を受け付け、介護保険施設や高齢者サロン等の定められた場所においてボランティア活動や介護予防事業へ参加された際にポイントを付与し、そのポイントを現金、金券等に交換するシステムを導入しているところであります。

次に、（２）ボランティアポイント制度導入に関する考えにつきまして、当市におきましてはこのポイント制度を導入しておりませんが、砂川市社会福祉協議会が開設しているボランティアセンターでは、砂川市民ふれあいサービスとして、日常生活に何らかの不安

などを感じているおおむね65歳以上の高齢者などを対象に有償ボランティア活動を実施しております。当該事業は、18歳以上でボランティア活動を希望される方は提供会員として、家事援助や外出など支援を希望される方は利用会員として登録いただくことで双方をつなぐ住民参加型在宅福祉サービスであり、およそ30名の提供会員の方が年間400回以上の活動を実践されていることから、ボランティア活動への意欲に応える仕組みとして機能しているものであります。また、認知症の方及び家族介護者を対象として受診や買物の付添いなどの有償ボランティアを提供されている市民活動団体もあり、介護ボランティア活動を支えていただいているところであります。

一方で、介護ボランティアポイントは、地域支援事業の枠組みを活用することで還元するポイント費用など必要な事業経費の一部を国や北海道などの公的助成により賄うことができる点が特徴の一つであります。当市の現状としては既存の様々な事業を助成限度額まで実施していることから、新たな活用が難しい状況となっております。現時点におきましては、ボランティア活動を希望される方にとっては活躍の場があることからポイント制度の導入は想定しておりませんが、今後も他の自治体における先進事例につきまして調査研究を行ってまいりたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、大きな1から順次再質問していきたいと思うのですが、まずヒグマ対策についてはこれまでも当議会を含めて様々な議論があったということなのですが、今年の出没の特徴は市の西部です。昨年もお出ましたけれども、特に西側、石狩川沿いに沿って北光園、河川敷、オアシスパークということで西側まである意味深く進出してきたということが大きな特徴かと思ひまして、特に北光園の閉鎖、河川敷の閉鎖、オアシスパークの閉鎖ということで大きなインパクトがあったと思っております。市民の中でも自分たちは山側でないから安心していただけだけれども、今回ここまで出てきたので、非常に不安を感じるという市民が多く出てきたのかという印象を私は受けております。人ごとだと思っていたけれども、身近に迫ってきているということと、プラス全国的なニュース等もあったことから、もしかしたら自分たちもまちなかでそういう被害に遭うのではないかという心配をする市民が増えたという印象を受けております。

そこで、私は今回のヒグマ出没について幾つか課題があったとまず思っているのですが、広報体制についてまずお伺いしたいと思うのですが、先ほどの答弁では広報車を回したのだということと、緊急事態ということもあって町内会長宛てに恐らくチラシを配ったということもしたとは思っております。一方では私自身は特に今回北光公園周辺、河川敷ということで広範囲にわたって市民に危険が迫っているような状況で、幾つかその広報体制に私は課題があったと思っております。先ほどの答弁ではLINE配信を受ける方が少ないということも、それを増やしていくという課題もあったと思うのですが、それ以外に今般の10月以降の砂川市の西側の領域について危険が迫っている状況の中で、

広報体制について市としては、私は課題があったと思っていますのですけれども、今般の広報体制について市としてはどのような今回課題があったのか、それに対して具体的に市民から何か問合せ、フィードバックがあったのか、それも含めてどのように課題があったのか認識と、それについてどのように、先ほども一部答弁ありましたけれども、改めてその部分を確認させていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 広報体制の課題でありますけれども、今回北光公園にヒグマが出没したということで、まず私たちは目撃情報や出没の情報提供を受けた際には、経済部もそうですけれども、現地を確認して、その出没目撃が確かなものであるか、正確な情報を把握するとともに、今後の体制、先ほど答弁しましたけれども、ヒグマ対策会議等を経て今後の対応について検討していくということになります。今回広報車を出した理由としては、人家に大変近いところで緊急性もあるということで、実際北光公園の周りの町内会からずらんと団地に向けて広報車を回したのですけれども、実際乗ったのは私と私の部署の部下で、2人で数点にわたって停車しながら周知しました。あと、チラシの配布等も行いましたけれども、正確な情報を把握するという点と迅速に対応するという点で、時間的にすぐ動けるかということ、いろいろ情報を精査しなければいけないところもあるので、その辺は課題かと思っていますが、まず現地に行って現地を回ったということに対しては、周辺の市民の方も玄関先に出てきていただいたり、窓から見ていただいたりということで、皆さんには伝えることができたことと認識しております。その後チラシの配布も行いましたし、またLINEの登録という話もしましたけれども、その辺については、年配の方もいらっしゃるもので、より分かりやすく登録できるような体制というか、チラシにもQRコードを載せておいてはありますけれども、そこも分かりやすく登録できるようなことも考えていきたいと考えておるところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 広報車で回っていることも私も承知していたのですけれども、前から広報車の課題はあったと思うのですが、聞き取りにくいという話もありますし、そこは止まってやったということなのですから、聞き取りにくかったという話もお伺いしておりますし、町内会によってはチラシをどんと渡されて、よろしくお願ひしますと言われて、緊急事態なのだけれども、会長さん一人で四苦八苦したという話も聞いております。LINEでプッシュ配信ということで、分かるのですけれども、高齢者が多い地域ということもあって、そこはスマホを持っていない高齢者の方にどう伝えるのだと、アナログ手段の伝え方を私はもう少し工夫すべきだったのか、そこはより一層の工夫が必要だったのかと認識しております。

課題は市でも恐らく認識していると思いますので、次年度に向けて、これからは熊の出没が減る時期でありますから、来年に向けて今般の経験を生かした広報活動を工夫してい

ただきたいということと、もう一点、10月に北光公園に熊が出たとき、私も夜中に行ってコーンを並べて、次の日も様子を見に行ったのですけれども、そうしますとコーンを超えて普通に人が出入りしているのが見受けられまして、全然その辺の危機感がないのが見受けられましたので、せっかくコーンをつけて規制線を張ったのに普通に散歩したり、あとは恐らく学生だと思うのですけれども、通学ですか、に走っているのを見たりもしていましたので、これはもう少し皆さんに危機感を持ってもらいたいと思いました。この辺の周知もぜひ研究していただきたいと思ひますし、これは経済部の部分なのか分からないのですけれども、ある程度身近な迫った危機が去った後の話なのですけれども、あの話はどうなったのと結構個人的に聞かれました。

北光公園に出ました、遊水地も閉鎖しましたと。解除したのだけれども、何で解除したのですか、その後熊はどうなったのですかということは実は結構聞かれていまして、議員として答えられる範囲でしか答えられないのですけれども、私の持っている情報は全然ないのです。それは、社会経済委員会で何頭捕獲しましたというのは、結果は数字としては出てきておりますけれども、恐らく市民の方が知りたいのはもっと詳しい情報だと思うのです。北光公園に出た熊はどうしたのですかと、山に出た熊はどうなったのですかと。目撃情報はあったけれども、それについてどう解決されたのですかと個人的に聞かれる場面が結構ありました。私も答えられないことはありますし、そこは市で大々的にメディアを通じて別に宣伝する必要はないのですけれども、不安感等を持った市民が問題解決後、危機が去った後、それがどうなったのか、安心する情報が欲しかったのだと私は思いました。捕獲したなら捕獲したで、大々的に宣伝する必要はないのですけれども、少なくとも今般のように周辺の町内会ぐらいには、こういう結果になりましたと、解決しましたというぐらいは周知しても私はよかったですのではないかと今回の事案を見て思いました。これについては来年度以降の課題ということで、答弁は求めませんが、課題は重々承知していると思ひますので、ぜひここは来年度に向けた課題ということで検討していただきたいと思ひます。広報体制については分かりました。

そこで、分析状況と今後の対策ということでお伺いしたいと思ひますけれども、様々な施策、これまでも出てまいりました。忌避装置を設置して、しかも河川敷の木も刈ったという現場も、市民の皆さんも恐らく多く御存じかと思ひますけれども、道路側から見ても、あそこの木がすっかりなくなって、あの経路は恐らく熊も使いづらくなったということは目で見ても分かるのですけれども、ただ確かに東側は経路が遮断されて、忌避装置によって出てこなくなったのですが、今年の特徴は西側、河川敷方面なのです。私はてっきり東から来ているのかと最初想像していたのですけれども、違うような気もいたします。そうすると、西側から来ていたのかということにもなるのですけれども、この辺現状を市として、今回の出沒も違ったパターンになったわけですが、これをどのように現状を分析されているのかということについてまずお伺いしたいと思ひます。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 それでは、西側に出没している熊の動向の分析でございますが、まず東側から来るのは対策を講じているので、来ていないのではないかと推測しております。西側ですが、新十津川の徳富川と石狩川の合流地点でよく出ているですとか、空知川を挟んで砂川の富平と東滝川の辺りで出没しているという状況が見受けられますので、推測としては、そちらから来ている恐れもあるということは考えられております。私も北光公園に出たときに、河川敷を堤防沿いですけれども、ずっと車で走って痕跡を確認を試みたのですが、そこは分かりませんでした。ですので、どこから来たということは明確に分析ができない状況なので、近隣市町と協力しながら、連携を持って対応を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 当然熊は広域で動いていますので、近隣市町との情報交換が一番重要なのかということで、出没の経路についても研究機関を巻き込みながらぜひ分析して来年度の対策に生かしてほしいと思います。

最後に、答弁は不要で、私の提案なのですけれども、熊対策の人材育成、私は今回の出没状況を見ながら、大事だと思いました。猟友会も当然、直接の武力行使というのですか、担っていますけれども、ただ皆さん御存じのとおり、ハンター業界も砂川市を含めて高齢化が著しい状況ということと、熊の専門家も育てていけるのかといえなかなか正直厳しい状況にあるということとを特に最近実感しております。そうしますと、直接市の職員がハンターになってということは以前から私は言っていますけれども、それもなかなか法制度等もあって難しい状況なのかということで、少なくとも総合的に熊に限らず有害鳥獣対策の地域の現状を把握した人材、それと様々なハンター業界、ハンターとの連絡調整を含めた連絡調整をするような人材を時間をかけて育てていかざるを得ないのかという実感を持っております。今後そうした人材づくり、時間をかけて、部長はある意味プロフェッショナルかもしれませんけれども、後継者の育成も含めてそうした人材、長期的な視点を持って業界、市行政の中でそうした人材をぜひ育てていただきたいということを最後に熊対策ということで要望して終わりたいと思います。

続きまして、軽度、中等度難聴者に対する補聴器の購入について再質問していきたいのですけれども、この議論については当議会でもこれまで加齢性難聴ということで要望があったところなのですけれども、私が今回この質問をした理由の一つが認知症予防というのが私は重要だと思って提案した次第です。かねてより私も介護予防の関係で様々な提言をしておりますが、難聴と認知症の関連は最近科学的にも明らかになってきているのかということが、最近の研究でも明らかになってきております。一例では今年の4月に国立長寿医療研究センターが出した研究結果なのですけれども、聴力が低下している高齢者はそうでない高齢者に比べて孤独になりやすいということと要介護状態になる割合が高いという

ことが国立長寿医療研究センターの調査でも明らかになっております。聴力が低下した地域の高齢者の孤独が要介護状態の新規発生に関連するということなのですけれども、こうしたことも明らかになってきておまして、認知症の大きな要因の一つとして、聞こえの問題、難聴の問題というのが大きな要因として客観的なデータとともに明らかになってきているという状況であります。

当然全世代ということで提案したいところでもありますけれども、財源等の課題もありますから、今般は介護予防、特に認知症予防の観点から強調したいと思っておりますけれども、実際道内の自治体、市町村でも、確かに先ほど答弁では全35市のうち5市ですか、予想以上に私は多いと答弁を聞いて思いました。18歳以上2市ですか、ということの市長会の中のということで、かなり私の予想より助成している市町村が多いと思いました。近隣の自治体でも、私の調べた限りでは赤平、歌志内も助成していると聞いておりますが、私がそれを聞いて思ったのは、まずそれら先進自治体はどのような財源でこの助成制度を実現しているのかということと、もう一点は、先ほど(2)で把握状況をお伺いしましたが、医療情報に当たるということもあって把握は困難であるという答弁だったと思うのですけれども、そうすれば要はどのような財源なのか、そして軽度、中等度、難聴者の状況をどうやって、実際に先進事例として実施している自治体において難聴者の把握をしているのかということなのです。そこでお伺いしたいのは、繰り返しになりますが、財源と軽度、中等度難聴者を先行自治体でどのような手法によって把握しているのか、現時点で市で把握している情報をお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 既に導入されている自治体においての財源ということで、5市の中では2市はふるさと応援寄附金を財源にしていると解釈されているところがあり、他の3市については一般財源でということをお聞きしているところでもあります。また、軽、中等度の方をどのような形で把握しているのかという点につきましては、お聞きした範疇では直接的に例えばニーズ調査を行っているという自治体はございませんで、高齢の方が集まる機会にこういうことについてということでご意見を伺った、そういったケースはあったようではございますけれども、直接的な形としては購入費の助成をというご希望が市役所や市議会に寄せられて、その中で一定のニーズはあるものということで判断されたようにお聞きしてございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 若干予想外だった部分もあるのですけれども、どう把握しているのかという手法について非常に関心があったところであるのですが、例えば私も砂川市における何かそうしたデータがないかと調べてみたのですけれども、唯一関連性があるのは第8期砂川市高齢者保健福祉計画を策定するときに調査をいろいろしているのです。アンケート調査で介護予防・日常生活圏ニーズ調査を実施しておりまして、これは現在どのような病

気を持っていますか、治療中または後遺症のある病気はありますか等、複数回答可のアンケート調査があるのですけれども、その中に唯一耳の病気があるのです。耳の病気は恐らく難聴も含んだ疾患だと思うのですけれども、正確に言えば加齢性難聴でなくて、老人性難聴というのですか、疾病名では。ただ、加齢性難聴については現在治療方法がないということで、通院されている方は恐らくほとんどいないと思うのですけれども、ただこのデータを見る限りは年齢とともに耳の病気も確実に増えていることは明らかなので、その中には確実に難聴を患っている方が多いということはこのデータから推測することしかできないというのが現状なのかと私は思いました。

そこで、先行的に実施している自治体の状況ということで、要望、あるいは恐らく、集いの場というのでしょうか、そういうサロンなんかに集まった中で状況を聞いているのかと思うのですけれども、今後仮に国でも助成制度実施、要望ということになれば、そうした軽度、中等度難聴者の状況というのはいずれにせよ私は把握せざるを得ないのかと思いますし、であれば現行のこの仕組みの中で状況をまず把握することから始めてもいいのかと私は思っています。その後に助成制度となるのかもしれませんが、まずは現状が把握できていないここはなかなか、次の段階に私も進めないと認識を持っておりますが、一方では確実に難聴が基になり、要介護の状態が進むということも考えられるわけでありますから、なるべくそういったもの、加齢性難聴、老人性難聴の進行を遅らせるという意味でも、どうしても補聴器に頼らざるを得ないのかとは思っています。ただし、現状の把握状況がなかなかできないということでありますから、その手法についてまず把握していかねばならないと思うのですが、アンケート調査もありますけれども、特定健診の場において聴覚検査しろとは言いませんけれども、例えばアンケート調査で耳の課題はありますかとか、聞こえに問題がありますかという調査をする。あるいは、先ほども先行して実施している自治体でそういう集まりの場で調査しているのだということであれば、砂川市においてもそうしたサロン活動等はたくさんありますけれども、そうした中で身体測定項目とともに耳に関する簡単なアンケート、聞こえについて問題がありますかとか、そうした形で現状を把握するための手法を開発してはいかがかと私は思っていますけれども、この辺現状把握をするための手法について、私はそうした手法がいいのではないかという提案なのですけれども、市として私の提案について何か考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 現状の把握という点につきまして、先ほど議員より第8期高齢者保健福祉計画・介護事業計画の中での調査項目についての言及がございましたが、現在この第9期計画を策定中でありますけれども、本年に同様の調査を在宅生活の介護認定を受けていない方に対しても行っているところでありまして、本年については新たな質問項目として補聴器を使っていますかという質問項目を設けたところでございます。その回答結果といたしましては、使っているという方は6.5%、必要ないので使っていない

という方は77.8%、必要だと思っているが、高額なので、使っていないという方が12.5%、そのほか無回答という状況でございます。この必要性はあくまでも自己申告でありますので、どのようにこの結果を捉えるかということは今後の検討課題とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員の再質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員。

○武田 真議員 先ほどの部長の9期計画のアンケート調査の話を伺って私は思ったのですけれども、前8期のときには単なる耳の病気ということで調査で、今回は補聴器の部分も含めて調査を開始したということは、難聴という課題に対して、確かに難聴は見えにくい疾患ではありますが、それが社会的孤立や認知症の要因でもあるという部分に関しては私も執行部も同じ共通認識なのかということで、今回あえて補聴器というところまで踏み込んだ調査をしたのかという印象を受けました。

また、先ほど数%ということ、自己申告というアンケートではありますけれども、かなり潜在的な需要はあるのかという認識を持ちました。実際にそれを助成につなげていくというには、財源の問題だったり制度上の問題も多々あるところで、先進的にやられているところの財源はふるさと納税だったりしているわけではありますが、将来的には助成につなげていければいいということだと思っておりますけれども、現時点では現状把握というのが、私が一番今回のやり取りを通じて思ったのは現状確認、どういう状況なのかの確認が一番大事な部分だと印象を受けましたので、まず今回は9期計画のアンケートという場面ではありましたが、その他様々な機会にこうした聞こえの課題を持っている高齢者、その他の人の課題を把握できるような仕組みづくりをぜひ取り組んでいただきたい。まずは現状把握のための仕組みづくりに取り組んでいただきたいということを要望して、大きな2については終わりたいと思います。

続きまして、ボランティアポイント制度の導入等についてでありますけれども、これは以前辻議員が数年前に介護ボランティア制度の導入ということで一般質問の中で取り上げたこともあったのですが、それから数年がたって、先ほどの答弁では道内59市町村で実施されているという答弁だったと思うのですが、そうしますと全道の市町村の中で大体3割以上の市町村が導入されているという状況で、かなりこの数年間の間で普及が進んだと見受けられました。前回の辻議員の一般質問のときもそうだったのですが、ボランティアに関しては様々な課題があるのだということで、今回の答弁もそれに準じたような答弁だったのかという印象を受けました。

ただ、一方では、砂川市の考えというのはボランティアに特化したような答弁だったのかと思うのですが、実際近隣の自治体、例えば滝川での導入事例なんかも見えますと、滝川の事例、支えあい・いきいきポイント事業ですか、が実施されておりますが、そのポイントの構成を見ていきますと、支えあいポイントとしてはボランティアの活動が主な活動になりますが、一方ではいきいきポイントというのもありまして、これは地域の体操教室、いきいき百歳体操に参加することによってポイントがもらえるのだと。65歳以上、滝川市在住の者であるということで、支えあいポイントといきいきポイントの2本で成り立っております、必ずしもボランティアがメインというポイント事業ではないのです。

ということも考えていきますと、実は私は今回質問するときの段階でいろいろ考えていたのですが、昨日の辻議員の健康ポイント事業の答弁、非常に印象的だったところがありまして、辻議員の一般質問の中でポイント対象事業を増やすことについてという質問の答弁を聞いていて、非常にこれまでの市の考え方とは違う方向性に向いていると実は強く感じたのがありまして、そもそも砂川の健康ポイント事業は特定健診、がん検診の受診を増やすのだという主目的でやられております。実際その健診を受けることによってそのポイントの大部分が埋まるという状況で、それ以外の例えば体育館に行くとかセミナーを受けるとかというのは数少ない上限のあるポイント制度となっております、あくまでも特定健診受診を誘導するための主目的だと私も認識しておりました。それ以外の拡大については、極めて慎重な立場のすながわ健康ポイント事業だという認識を持っておりました。ただ、昨日の答弁の全趣旨から、私は違う心証を受けたのは、そうした特定健診以外の分野、特に介護予防の分野についてまでウイングを広げていくという心証を昨日の答弁を聞いて受けました。

では、実際それがどのような活動なのかといいますと、それこそ第8期砂川市高齢者保健福祉計画にあるところの介護予防、重度化防止に向けた取組の推進の中にあるように、様々な砂川市内のサロン活動がありますよね、住民主体のいきいき広場、百歳体操などありますが、そちらの方向についてもポイント事業を広げていくという、私はそういう心証を受けたのです。これまでの特定健診、がん検診中心のポイント事業からそちらも範囲を広げたいのではないかという、もしかしたら私の心証が間違っているのかもしれませんが、そのような心証を受けました。そうであるならば、介護予防、重度化防止という分野で広げていくのであれば、どちらかといえばそれは介護の財源なのかと印象を受けまして、特定健診の目標とは違って、そこは介護分野の財源も使えますし、そちらの方向でポイント事業ということをもし広げていくのであれば、そちらの方面を検討すべきではないかと私は昨日の辻議員の一般質問の答弁を受けてそのような心証を受けたのです。

先ほどの答弁はあくまでも介護ボランティアの部分ということで、いろいろ話はあったのですが、ただ実際私が今提案といいますか、質問は実は私自身の斬新なアイデア

というわけでもないのです。北広島のきたひろポイントというのを見ていきますと、実際その中身は、正式名称はきたひろ健康ポイント事業なのですがすけれども、中身を見ていくとボランティアポイントと検診ポイントと健康づくりポイントと分かれておりまして、健康づくりポイントはまさに地域の通いの場、ミニサロン、あるいはいきいきサロン、介護予防の取組に対してポイントがつくということで、検診も含めた総合的なポイント制度なのです。私も今回ポイント制度の提案をしていますけれども、ポイント制度が乱立するのは好ましくなく思っています、できれば介護に関するポイントも検診のポイントも一本でなってもいいと私は思っているところで、この辺今後の砂川市の健康ポイント事業の、今回の私のあれではないのですがすけれども、ポイント制度ということで介護分野までウイングを広げるのであれば総合的なポイント制度として、この辺既存の仕組み、あるいは今回私の提案のあった介護ポイントということで、そういった形で取り組めるという形でできないかという私の提案についてぜひ答弁いただきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 ただいまのご提案は、健康ポイント事業に介護の観点もということでご提案をいただいたところでありまして、健康ポイント事業の本来的な事業目的につきましても、議員ご指摘のとおり、これは特定健診あるいは各種がん検診等の受診率の向上、それが当市にとって非常に社会保障費制度への問題等も含めまして効果が期待されるということで令和元年度から始めているところでございます。昨日ご答弁申し上げましたのは一種の案と、一つの案ということで、この後具体的な検討をさせていただきますけれども、メインとして特定健診、各種がん検診があつての健康ポイント事業であることにはこれは何ら変わりませんが、健診を受ける中で、保健指導の実態としましては運動が必要であろうと、日常生活においてのそういった保健指導もあり得るところでございます。そういった意味では、最終的な健康づくりという点で今回健康ポイント事業の対象拡大ということを意図することで昨日ご答弁申し上げましたが、それが直接的に介護であるかということについては、ポイント事業の設置要綱の趣旨、目的もでございますので、主たる部分のところについては変わってはいませんが、具体的にどのような形で拡大を希望されるようなご要望をいただくか、それに伴って、できるだけご要望に沿った形での健康ポイント事業の拡充については検討してまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 (登壇) 私からは、通告に基づき、大きく1点につきましてお伺いたします。

大きな1、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりについて、砂川市における65歳以上人口の全人口に対する割合である高齢化率は令和5年10月末現在で約40.1%であり、90歳以上の人口も住民基本台帳では541人となっています。私の住む地域でも最近では90歳を超えた方でも自宅で元気に過ごす方が増えており、地域活動に参加される方

もおります。超高齢社会の中、砂川市においても福祉、介護、健康、生活、生涯学習など様々な観点から高齢者への支援を行っていますが、人生100年時代と言われる現代においては社会の在り方も変化してきており、今までの仕組み、施策では対処できないことも増えてきているものと思われまます。住み慣れた地域で安全、安心に生きがいを持って生活できる環境づくりが必要と考えますが、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりについて以下の点について伺います。

1点目、令和5年度が最終年度となっている第8期「砂川市高齢者保健福祉計画」及び「砂川市介護保険事業計画」について、これまでの推進状況をどのように評価し、今後の新たな計画策定をどのように進めていくのか。

2点目、令和5年度が最終年度となっている第2次「健康すながわ21」について、これまでの推進状況をどのように評価し、今後の新たな計画策定をどのように進めていくのか。

3点目、エンディングノートをホームページ上で提供するなど「終活」への支援を行っている市町村もあるが、人生の最期に向けての準備である「終活」を市として支援する考えはないのか。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりについてご答弁申し上げます。

初めに、(1)第8期砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画に係る推進状況の評価、次期計画策定の進め方についてであります。高齢者保健福祉計画は老人福祉法に基づく高齢者福祉事業等に係る計画であり、介護保険事業計画は介護保険法に基づく保険給付等に係る計画であり、第8期計画は計画期間を令和3年度からの3年間に設定しているものであります。

両計画に係る推進状況に関し、高齢者保健福祉計画の面では高齢者が健康で生きがいを高め、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるまちづくりを基本理念として各種施策を計画しましたが、令和3、4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより市民が集まる行事等の開催が制限され、高齢者軽スポーツフェスティバルの中止や地域サロン活動をはじめとする様々な活動機会の縮減を余儀なくされました。在宅時間の増えた高齢者のフレイル予防対策として、広報による注意喚起や室内でできる体操の発案、動画配信などを行い、対応を図っておりますが、予定していた事業の一部が実施できなかったことから、達成度という点では不十分な点もあったものと評価しております。また、介護保険事業計画の面では、第8期計画で推計していた基本データに関し、第1号被保険者数及び要支援を含む要介護認定者数については見込みを下回る状況となっており、介護給付サービス費についても令和3、4年度ともに計画値を下回る実績となっております。コロナ禍という予測不可能な状況がどれぐらい介護サービスの利

用等に影響を及ぼしたか検証することは困難であります。計画期間中における介護保険特別会計の健全な運営は維持できたものと評価しております。

次期計画策定の進め方につきましては、これまでに要介護、要支援認定を受けていない在宅生活者を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅で要支援、要介護認定を受けている方を対象とした在宅介護実態調査、市内介護事業所に対する介護サービスの検討状況調査などを実施し、その結果や国、北海道の動向については保健、医療や福祉の関係者等により組織される砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会において報告しているところであり、今後、高齢者の方のみならず、同居されているご家族、介護現場で働く方々にとってもより充実した施策を展開できるよう計画づくりを進めるとともに、国の介護保険料段階の見直しや介護報酬改定などについても反映した素案を作成の上、推進協議会等で審議いただき、来年1月下旬をめどにパブリックコメントを行い、年度末までに策定を完了する予定であります。

次に、(2)第2次健康すながわ21に係る推進状況の評価、次期計画策定の進め方についてであります。第2次健康すながわ21は健康増進法に基づく当市の健康増進計画であり、当初計画期間を平成25年度からの10年間とする形で策定しましたが、国の方針として各自治体における国保データヘルス計画等と計画期間を合わせることでされたため、令和5年度までの11年計画として平成30年度に改定しているところであり、

当該計画の推進状況につきましては、基本的な方針である健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に向け、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置き、栄養、食生活、身体活動運動、飲酒、禁煙、歯、口腔の健康、休養、心の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を取組の視点としながら、目標に沿って対策を進めているところであり、具体的には、目標項目である特定健診受診率は目標値60%には至らないものの、計画の基準値とした平成22年の35%よりも大きく伸び、50%台に到達しており、特定保健指導実施率は目標値である70%以上を達成していることから、一定の評価ができるものと判断しておりますが、その一方、糖尿病関連やがん検診では目標値に達していない項目も多いことなど、今後においても各個人に合わせた保健指導や栄養指導など取組が必要と考えております。

次期計画策定の進め方につきましては、本年5月に国が示した基本的な方針に基づく第3次健康日本21を勘案するとともに、北海道をはじめ、関係機関や庁内関係部署との連携を図りながら、今年度策定する第3期の国保データヘルス計画との整合性にも留意して策定作業を進めているところであり、計画期間は令和6年度から17年度までの12か年とするもので、来年1月下旬をめどにパブリックコメントを行い、年度末までに策定を完了する予定であります。

次に、(3)終活に関する市としての支援の考え方についてであります。最後まで自分らしい人生を送るための準備である終活の具体例としては、生前から必要なもの、不要

なものの仕分を行う身の回りの整備やエンディングノート等に医療、介護が必要になったときの対応や自分の半生の振り返りなどをまとめておくこと、葬儀や納骨などを生前から契約しておくことなどが挙げられ、自治体によってはエンディングノートを希望される方への無料配付やその書き方について学ぶ機会を設けるなど、支援を行っているところであります。エンディングノートについては、ご家族などが本人に代わって難しい決断をする際の手助けになるなど有用な終活の手段の一つと考えられますが、市販されている有償のものから無償で入手できるものまで様々な形式があり、個人のニーズによっては利用価値も変わってくるものと考え、当市では作成、配付していません。

このように、当市では終活に特化した具体的な事業の実施例はございませんが、従前より高齢者の方が健康で生き生きと自立した生活を継続できるように、地域における見守り活動の実践や地域包括ケアシステムの構築、成年後見支援センターの開設による権利擁護の充実などに取り組んできたところであります。今後とも様々なケースで高齢者に関する相談窓口となる地域包括支援センター、社会福祉協議会など関係機関と連携を図りながら、長寿社会に適応した施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 それでは、1点目の砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画についてからお聞きしていきたいと思えます。

先ほどの答弁において、高齢者保健福祉計画については新型コロナウイルスの影響などを受け、達成度が不十分ではありましたが、その中でも工夫して事業を進めたという答弁があったかと思えます。また、介護保険事業計画については、介護について健全な運営ができたとのことでありました。高齢者が地域でいきいきと暮らしていくためには保健福祉や介護事業の推進は不可欠だと思えますが、今回は特にその中でも在宅で元気に暮らす高齢者への支援の視点でご質問をしていきたいと思えます。

まず、新たな計画の策定には市民の意見を聞き、それを参考に進めていくことが大切かと思えますが、先ほどの答弁で在宅で生活されている方を対象に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査など、そういう調査をいろいろ実施しているという形だったかと思うのですけれども、その中で日常生活への不安ですとか地域での活動への参加等について質問等を行っているのか。行っているとしたら、その結果についてお聞きいたします。

また、市民の意見を聞くという点から砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会というところで審議しているということでしたが、具体的に協議会の構成メンバー並びに会議の中でどのような意見が出ていたのかお聞きしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 まず、地域計画に向けてのアンケート調査についてでありますけれども、介護の認定を受けてもらえない在宅の高齢者の方を対象としました介護予

防・日常生活圏域ニーズ調査の中で、ご質問で日常生活への不安といった点があったかと思いますが、そういう質問項目としては、物忘れが多いと感じますかという質問に対しまして、はいという答えが44.8%ということで、これは前回3年前もほぼ同様の結果ではありますけれども、約半数の方はそういった不安を持っているものと考えてございます。また、地域活動状況ということの調査項目としては、町内会自治会への参加についてお聞きしたところ、参加していない方の割合が約50%弱ということで、前回3年前は40%弱でありましたので、増えているという状況がでございます。その一方で、地域活動、地域づくり活動へ参加される意欲、この質問項目については、前回同様半数以上の方が意欲ありとお答えいただいておりますので、社会参加への意欲をお持ちの方は一定数いらっしゃるかと捉えているところでございます。

あと、もう一点、高齢者保健医療福祉推進協議会についてご質問でございましたが、委員の構成といたしましては医師や歯科医など保健、医療の関係の方々、社会福祉協議会や民生児童委員協議会など福祉団体の関係者の方、そして介護保険の第1号、第2号の被保険者で一般公募に応じていただいた方、合計10名で構成してございます。出されているご質問、ご意見については、例えばフレイル予防の取組についてどのような内容で盛り込んでいくのかといったことですか、支え合いの仕組みづくりについて具体的な形で計画に入れていっていただきたいといったご意見をいただいております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 このような計画を策定していく場合に市民の声は大変大事なことだと思いますので、ぜひ市民の声を反映するような計画づくりを目指していただければと思いますが、今ほどのニーズ調査の結果で地域活動へ半数近くの方が参加したいという意欲、意向を持っているというお答えだったかと思いますが、現在の老人クラブの状況や地域で行われているサロンなどの活動状況、参加状況などが分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 老人クラブから申しますと、令和元年4月では市内19のクラブ、700名を超える方が参加されていましたが、本年4月時点では15のクラブ、400名を超える人数ということで減少している状況でございます。活動されているクラブにおいては、月1回または週2回といった形で茶話会、あるいはカラオケなど趣味の活動といったことを実施されているという状況でございます。地域のサロン活動、主に健康体操などの予防活動をなさっていただけますけれども、令和4年度市が助成をした実績としては13の団体に対してサロンの助成を行っております。各サロンにおいては、月1回から4回程度活動をされているようであります。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 私の住む地域の老人クラブも、新型コロナウイルスウィルスの感染拡大

により活動を休止している間に参加者も激減してしまって、いざ再開したのですけれども、現在は以前よりもずっと少人数で、その後も人数が増えることはないというお話を聞いています。また、ある市民の方は、今は気軽に人の家に遊びに行ったりするようなことはばかられるというか、できなかつたり、行かなくなったということで、おしゃべりを楽しむような場所もなくなっているということで、自分が近所の人から自由に遊びに来られるような、そういうような活動をしたい。自分の家をサロンとして開放したいと考えているというお話も聞いております。

地域でのグループ活動に参加しやすい環境をつくるためには、もちろん老人クラブの活動を活性化するというのも一つの方法だと考えますし、砂川では最近、先ほどもありましたけれども、健康に関するサロンは非常に活発に活動されているようですが、もちろん体を動かすのが苦手という方もいるでしょうし、趣味やそれぞれのニーズに合った、そういうようなグループをつくって地域で活動していきたいということも一つの選択肢に今後なっていくのかと思いますけれども、市はそのような新たな活動を考えている団体に対してどのような支援を考えていくのかお聞かせください。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 新しい形の交流を広げられている皆さん方がいらっしゃるということで今ご指摘でございました。そういった方々に市としてどのような支援かということについては、まずその皆さん方がどのようなことを行政に対して望んでいらっしゃるのか、例えば仲間の数をもっと増やしたいですとか、活動の場を広げたいですとか、どのようなお気持ちでいらっしゃるのか。その点については、ご相談をいただいてお話を伺うことで、どのような支援ができるのか、その状況によって検討させていただくことになるものと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 先ほども申しましたように新たな活動を模索している方もいらっしゃいますので、ぜひ市としてできる支援策について今後も検討していただきたいと思います。

また、現在の第8期の高齢者保健福祉計画の中では社会貢献活動や就労への支援などにも触れられていますが、特に近年は高齢になっても生活のために働かなければならないという方も多くなっておりまして、また社会貢献活動への関心、意欲、意識は、日本のいろいろなところで大きな災害が起きたり、いろいろなことで高くなっているのかと思われましても、新たな計画の中でこれらの活動への支援について検討を進めていくのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 第9期の次期計画におきましても、社会貢献いただくこと、また就労を継続されること、そういったことが心身の健康はもちろんのこと、生きがいつ

くりにもつながっていくものと考えてございます。そういった観点から、社会貢献活動の面では、社会福祉協議会がボランティアセンターを開設しておりますので、その支援について、就労支援という面では、就業機会を提供されているシルバー人材センターがございまして、こちらについての支援を次期計画でも明記することによって社会参加機会の拡充を計画に盛り込んでまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今ほど就労に関してはシルバー人材センターということではありましたが、かなり年金の問題とかいろいろありますので、シルバーだけの収入では足りないとかという場合もあるかと思っておりますので、その辺りは経済部との連携という部分も出てくるのかもしれませんが、ぜひ検討していただきたいと思います。

それで、高齢者といっても、もちろん年齢差もありますし、個人差もあると思っておりますので、それぞれのニーズに合わせた施策を考えていくことは大切だと思うのですが、ただ砂川の計画には砂川の地域の特性や利点、長所に合った取組、そういうものと考えていくことが大切なのかと思っております。先日、私は議員としての研修で徳島県美馬市というところを訪問させていただきました。美馬市では、人生100年時代に対応したプロジェクトということで、高齢者の社会参加を促すためにポータルサイト、スマートフォンなどを活用した仕組みづくりを行ったり、高齢者の外出を促進する事業を行ったりしていました。特に印象的だったのは、近くにある大手製薬会社やプロサッカーチームなどと連携して美と健康をコンセプトに取組を進めていたことでした。高齢者を対象とした髪や爪の美容体験を行っている映像も見せてもらったのですが、男性が髪型、ヘアメイクですかね、髪型がかっこよくなったり、女性がネイルサロンの方に爪をきれいにしてもらったり、そういうシーンが出ていたのですが、皆さんとても笑顔になって写っていたのです。

まさに砂川も美と健康という面では、そういうことに関わる企業や病院などもありますし、またこれにスイーツだとかおいしい食べ物なども絡めて、例えばですが、美と健康と食、そういうものをコンセプトに高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを考えていけば魅力的な計画、施策になっていくのかと思っておりますが、次期の計画策定に当たって砂川の特性を生かした新たな取組などを進めていく考えはないのかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 当市の特性を生かした新たな取組ということでのご提言かと存じますが、当市におきましては、次期の第9期計画でありますけれども、先進的な自治体の例をとるところでご紹介もいただいたところではありますが、当市においては高齢者いきいき支え合い条例をなかなかほかの自治体ではあまり例を見ない形で、その条例の具現化を図るための高齢者の見守り事業を平成27年から実施してございます。そのほかにも、見守りに協力いただく支え合いネットワークですとか、初期集中支援チームの活動による認知症予防対策ですとか、具体的に高齢者保健福祉あるいは介護保険事業に関連し

ては当市においては先進的な取組も行ってきているものと考えているところでありまして、この地域包括ケアシステムの着実な整備について今後とも持続可能な形で充実化を図っていただけるようにという観点の下に次期9期計画の検討を進めているところでございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 高齢者保健福祉計画は、高齢者に関する非常に幅広い範囲の施策を含んだものであると思いますので、ぜひ様々な角度から検討を加えていってほしいと思います。

それでは次に、2点目の健康すながわ21についてですが、この計画は健康寿命の延伸と健康格差の縮小が大きな目標になっているようですが、ライフステージによって目標や取り組む施策も変わっていくように感じるのですけれども、各年代層によって課題の整理や目標設定はされているのかお聞きいたします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 健康すながわ21についてでありますけれども、本計画は健康日本21を基本としながら、地域ごとの課題を整理した自治体ごとの健康増進計画ということで策定をしておりますが、具体的には国保特定健診等のデータ等を基に分析した目標数値等を定めて、それはライフステージのこの部分の方というよりも市民全体を対象とした設定となっておりますので、例えば青年期、成人期、高齢期といったライフステージによる区切りはございません。その中で、ただ現実的には国保特定健診の受診者の方は高齢者の方が多数いらっしゃるということから、市内における疾病や健康状態の分析について課題とされるところ、循環器系の疾患ですとか糖尿病、がんなどについては、これはライフステージという区切りではないですが、事実上高齢者層を多く反映した内容になるものと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 ライフステージによる分類はされていないということですが、地域ごとのいろいろなことを集計してこういう計画を立てていっているということですので、ぜひ健康寿命の延伸に対して高齢期のそういうことに関してより踏み込んだ対策や計画を策定していただければいいのかと考えますけれども、今お聞きした中でも、もちろん糖尿病だとかがん検診など高齢者が大きく関わることで、そのようないろいろなライフステージを意識した計画は必要なのかと考えるのですけれども、いま一度現段階でそのような検討を進める考えはないのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 実際の内容として高齢者層を反映した部分が少なからずあるということで、先ほどもご答弁申し上げましたが、65歳以上の高齢者の方の状況を含んで地域における健康課題の要因を分析していくと。その中でどのような対応を図っていくかという点につきましては、健康状態を把握するための特定健診ですとか各種のがん検診を受診していただく。その中で保健指導を、あらゆる世代でございましてけれども、行っ

ていくということが重要であると考えてございますので、そういった観点に沿った計画づくりを進めていくことになるものと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 1回目の答弁でもあったのですけれども、特定保健指導実施率、こちらは70%以上と目標値を超えているということもございましたので、保健指導などを通じて市民とつながっているのは非常に大きな利点だと思いますので、ぜひ高齢者の健康対策、そういう面からも深めていただければいいかと思います。

次に、3点目についてですが、エンディングノートを市で作成、配付する考えはないということではありましたが、エンディングノートは主に残された家族へ伝えておかなければならないことをまとめたものであり、エンディングノートを含め、終活により必要なことを必要な人へ伝えることが大切だと思います。高齢者の方から、終活に関わることについてどうしたらいいのか分からない、特に誰に聞いたらいいのか分からないという話を私も何度か聞いたことがあります。専門的知識がないと分からないことも多いですし、先ほど終活に関わり関係機関と連携している旨の答弁もありましたが、今後市が窓口になって相談に乗っていく考えはないのかお聞きします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 終活に係る相談という件につきましては、市内では単身で生活されている高齢者の方も多数いらっしゃる。終末期を意識してのご相談はどこがよいのかという考えの方もいらっしゃるものと存じますが、そのようなときに例えば福祉サービス等のつながりで、そこから市役所にご相談をいただく。あるいは、介護関係の関連性から地域包括支援センターが相談窓口となる。また、権利擁護という点では、これは社会福祉協議会で第一義的な相談先になるものと考えてございます。市役所をはじめ、ご本人にとって最も身近なところにご相談いただいて、そしてご本人に同意をいただければ関係機関の中で情報共有を図りながら必要な対応についての検討を進めていくといった形で、まずはご連絡をいただければと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今ほどの答弁では、まずはそれぞれの自分の関係するところに聞いてほしいということではあったのですけれども、こういう問題は多分1つの問題では済まない、いろいろなことが同時に起きるような問題もたくさんあると思うので、私としては最初の窓口として市が話を聞いて、いろいろな関係機関につなげてあげるといったことも必要なのかと考えております。

終活については、相続だとか、遺言だとか、葬儀、埋葬、墓の問題ですとか、住宅、医療、介護、認知症、先ほどあったように成年後見などたくさんの知識が必要になると思うのです。市民がこれらの知識を得るためには、自分で勉強するといってもなかなかまとめることも大変ですし、講演会ですとか、市が行う相談会ですとか、そういうものを実

施すとか、広報すながわやホームページを使って広報活動などを進めていったらいいのかと思うのですけれども、今後市として知識を広めるための活動を行っていく考えはないかお聞きします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 市としての取組の考え方という点でございますけれども、先ほども申し上げた中でまずご相談をいただいて、その中で関係者間ということでお話をさせていただいておりますが、そういった中でご相談をいただいて具体的な流れを想起したときに、そのご相談をどのようなところにつないでいくのがよいのかと。市の対応だけでは完結し得ないことがきっと多々あるかと思えます。つないでいく先が司法書士さんなのか、行政書士さんなのか、ファイナンシャルプランナーの方なのか、そのとき様々だと思うのですが、どういったところにつないでいくのかという点も含めてまずはノウハウを市としても蓄積させていただいて、先進の自治体にも学ばせていただきながら、一定の段階を経ながら続いての何かしらの取組になっていくものと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 終活は人生の最期を迎えるための準備ではありますが、人生100年時代という今の時代にこういうことを早めに準備を済ませて、その後の人生の不安を取り除いて明るく笑顔で過ごしてもらうことが一番大切なことではないかと私は思っております。例えば成年後見制度についても、判断能力があるうちに任意後見契約、そういうものを結んでおけば、認知症などいざというときには安心でいられますし、例えば相続税についても3,000万円プラス600万円掛ける法定相続人の数、この分が課税財産から控除されるということ、そういうことがありますので、その範囲であれば課税されないということを知っているだけでも多くの方が安心できるのではないかと思います。

また、最近多くなっており、これからますます増えていくのではないかと思います。配偶者や子供がいない方、そういう方の相続ですとか、老後、死後の問題など、そういうことにも今後取り組む必要があるのかと思います。また、親や兄弟などの将来について家族の方も不安を抱えているという場合もあると思うのですけれども、この問題は高齢者だけではなく若い世代の方の理解を深めることも必要だと思いますし、そういうことを通じて家族が対話したり一緒に考え、対処していくことが大変重要なことではないかと思います。そのためにも、現行の連携体制に加えて新たな支援体制ですとか、例えば関連する専門分野の方が集まって情報交換、先ほどは横の連携という話もありましたけれども、情報交換などをする連携機関をつくっていくような、そのような考えはないかお聞きします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 新たな形での連携体制という点につきましては、まずはノウハウを蓄積させていただければというところで申し上げてございますけれども、全く新

たな形という、そういった選択肢もあるかもしれませんが、今イメージしておりますのは、例えば既存の関係機関、包括支援センターですとか社会福祉協議会、さらにはケアマネジャー等介護の関連に携わっている方や歯科医の方に参加いただいている地域ケア会議という会議がございます。高齢者の方に対しての新しい施策を検討することもこの会議の場の一つの役割という形になってございますので、これは例でありますけれども、既存の関係者の集まり、そこを基点にしながら、ノウハウを蓄積し、そして場合によっては新たな取組といったことに展開していくものかと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今ほどあったように、現行活動している、そういう会議を利用して情報交換するというのももちろん一つの手だと思いますので、そういうところから終活に関してみんなで意識を持っていくのも大変大切かと思えます。ぜひ今後終活支援に多くの方が協力して取り組んでいただければいいと思います。

今回は触れてはいいのですが、高齢者にとっては交通手段の確保や除雪、そういう深刻な問題もあるかと思えます。市として、それらの課題も解決しながら高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり、地域づくりをぜひ進めていってほしいと考えますが、最後に高齢者施策に対する市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） 高齢者施策に対する考えでございますけれども、高齢者にとっていつまでも住み慣れたところでいきいき暮らしてもらう、これは大きな目標でございます。砂川市は、地域包括ケアシステムですとか、また見守りなんかをはじめとして高齢者を支える、そういったところでは先進的に取組を進めていると思っております。また、今回この3年間のコロナ禍の中で、先ほどありましたように、老人クラブ、そして町内会、そういったところの地域活動が相当停滞しているということもお聞きしております。単身の高齢者の方、2人暮らしの高齢者の方、これが引き籠もるようなことになっていきますとかなり、身体的なものもそうですし、認知症も進むという、そういったお話もでございます。何とか高齢者の方々に地域に出てもらう、そのような施策ができればいいのかとも思っております。

今は、いきいき百歳体操ですとか各種サークルなんかも高齢者が中心になってボランティアさんがやっていた部分もあります。そういったところはかなり参加人数も減っているとは聞いてございますけれども、何とかそれをコロナ禍前の水準まで戻せるように施策を進めていきたいと思っております。人生100年時代ということでございます。幸せで充実した生活、そして健康寿命が延ばせるような取組をこれからも進めてまいります、そのように思っております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時06分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

石田健太議員。

○石田健太議員（登壇） それでは、通告に基づきまして私から一般質問させていただきます。私からは大きく2点ございます。

1点目、除雪について、砂川市は北海道の中でも豪雪地帯に属し、冬期には大量の積雪が発生します。砂川市はもとより、積雪地域における除雪は通勤、通学、救急医療、消防、防災等、住民生活の上で非常に重要な事業の一つと考えております。さらに、産業、経済の円滑な活動、地域間交流促進の観点から、安定的、継続的な除雪体制の確保、維持は非常に重要な問題となっています。積雪により交通や生活に大きな影響が出るため、除雪作業は必須の作業となります。除雪には多くの人員や機材、費用が必要であり、市の財政や高齢化、人口減少による労働力不足など、様々な課題があるものと考えます。現在除雪の需要は供給を上回っており、トラックやオペレーター不足が深刻な問題となっているところもあります。除雪の課題を解決するために、業者間の連携だけではなく、地域や市民とも連携していくことで除雪作業の効率化や品質向上、市民の安心感や満足度などの向上につながるものと考えます。そこで、以下について伺います。

（1）現在の除雪出動基準、体制について。

続きまして、大きな2、事業承継、継承についてであります。全国的に中小企業比率は高いものであるが、中小企業数は年々減少傾向にあり、経営者の平均年齢は年々上がっています。今後5年から10年の間に引退していくと考えた場合、多くの経営者が今から事業承継に向け準備をしていくことが日本経済や地域社会にとって重要な課題となっています。砂川市においても中小企業や個人事業主が多く、地域経済の基盤となっていますが、後継者不足や経営者の高齢化、事業の将来性など様々な問題に直面しており、事業承継の準備が進んでいません。長年まちで愛された場所、商品、技術が承継、継承されることは、地域経済や雇用を維持、発展させるだけではなく、地域の特色や文化を守ることにも効果があると考えます。そこで、以下について伺います。

（1）事業承継、継承を考えている事業主はどれくらいいるのか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君（登壇） 大きな1の除雪についてご答弁申し上げます。

（1）の現在の除雪出動基準、体制についてであります。当市の早朝除雪は車道につきましては446路線、延べ184.8キロメートルの除雪を行い、出動基準は積雪10センチメートル以上と予想される場合、または車の通行が困難なおそれがある場合とし、歩道につきましては63路線、延べ52.8キロメートルを通学路、歩行者及び交通量の

多い箇所などを中心に除雪幅1メートル以上を確保することとし、出勤基準は車道と同じく積雪10センチメートル以上と予想される場合、または歩行者の通行が困難なおそれがある場合としております。車道、歩道ともに午前7時までを終了目標とし、交通網の安全確保を行っているところであります。

このほか、路肩などの雪の堆雪による市内の一斉排雪につきましては、車道に雪山が生じ、拡幅する余地がなく、必要な道路幅員の確保が困難な状況になるなど交通障害や市民生活に影響が懸念される場合に実施することとし、その後の堆雪スペースを確保するために主要幹線道路及び住宅密集地区を対象に排雪作業を行っております。また、降雪がなくても強風による吹きだまり及び気温変化などにより、わだちなどができ、車両の通行が困難になった場合には緊急除雪を行うこととし、早朝除雪と併せ、冬期間における円滑な通行の確保に努めているところであります。

当市の除雪体制につきましては、平成20年に砂川市道路維持管理協同組合が設立され、以降一括して発注しており、その組合員として市内建設業者や運送業者など12者が加盟しており、市内を北地区、中地区、南地区に分けて除雪の指示や地域の調整などを迅速に行えるよう連携を図り、継続的な除雪体制の構築を図っているところであります。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君（登壇） それでは、大きな2、事業承継、継承についてご答弁申し上げます。

平成30年5月に砂川商店街連合会と市で実施いたしましたアンケート調査によりますと、後継者がいなく、自分の代で廃業予定が54%、後継者がいるが18%、後継者にしたい人材がいるが14%、後継者はいないが、誰かに引き継ぎたいが14%という結果がありました。以降、個別の相談はあるものの、全事業所を対象としたアンケート調査は実施しておりませんが、経営者の高齢化が進み、世代交代の時期や廃業の判断の時期がより迫っていると考えられます。

個別の相談としては、市はこれまで砂川商店街連合会と連携し、北海道事業承継・引継ぎ支援センターの職員を講師に招いた事業承継セミナーの実施や事業者から事業承継や廃業等の相談を受けた場合に国や道の施策について情報提供を行うとともに、経済産業省が中小企業、小規模事業者のための無料経営相談所として都道府県に設置している北海道よろず支援拠点へ中小企業診断士の派遣を依頼し、相談を行っております。また、商工会議所、金融機関等の関係団体と市内経済状況や事業者に関する情報交換を継続的に行っており、その中で特に金融機関が取引先から事業承継の相談を受けた際、金融機関の事業承継サービスの紹介や北海道よろず支援拠点等の専門機関につなげており、毎年10件ほどの事業承継に関する相談があると聞いております。

なお、令和3年に市内小売業と飲食店から相談を受けた際には、商工会議所と連携し、株式や不動産等の資産譲渡等の課題を解決することで親族や従業員への承継につなげたと

ころであり、昨年から再開している事業者訪問では、スムーズな事業承継につなげていけるよう、後継者の有無についても聞き取りをしているところでもあります。さらに、地域おこし協力隊が事業承継をする際の支援であります。地域おこし協力隊起業又は事業所承継支援補助金において2件の事業承継を支援したところでもあります。事業承継を考えている人の現在の件数は正確には把握をしておりますが、商工会議所、金融機関等の関係団体、北海道よろず支援拠点等の専門機関とこれまで以上に緊密な連携を図り、事業者のニーズもしっかり把握しながら、引き続き市内事業者の円滑な事業承継に向け、積極的に取り組むこととしているところでもあります。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。では、順次質問させていただきます。

除雪についてですが、現在市内事業者が組合を立ち上げ、除雪体制を構築されて体制づくりが行われているというところは理解したのですが、一方で人材不足という点についてなのですけれども、全国的にも深刻な問題になっていると思うのですが、除雪作業には多くの作業員、オペレーターが必要だと思われませんが、現在の体制の中で人員不足はないのか、なることとかはないのか、心配はないのか伺います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 現状の体制の中での人員不足でございますけれども、冒頭に触れましたが、砂川市の除雪の体制としましては砂川市道路維持管理協同組合というところに委託をしまして、こちらは市内12の事業者に市で保有しております除雪の作業車、こういったものを併せまして班、チームを構成して作業に当たっているところでもあります。この状況で、現時点におきましては通常の除雪作業に対しては作業員、そしてオペレーターということで充足されているところでございます。加えまして、現在市内におきましては今後新規に除雪作業に参入することが可能な事業者、こういったものも捕捉しているところがございますので、当面は現在の除雪体制は維持できるものと、このように考えております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 現在の体制では人員不足は生じていない。参加していない業者もあるので、今後も当面は大丈夫であるということで、心配することはないのかというのは分かったのですが、例えば雪の降り方です。日中除雪が必要になるような天候や道路状況などによっては緊急的な日中除雪のような作業は必要になっていくと思うのですが、そういった状況で除雪作業を行っていくと深夜、早朝と作業しているオペレーターの方ですとか作業員の方が続けるの仕事、勤務時間が長くなったり、負担というものは相当なものになると思うのですが、そのところの対応はどのようにお考えか伺います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 冒頭触れました除雪の仕方の中で日中の作業という部分につき

ましては、いわゆる緊急除雪ということで、通常の一量降った早朝除雪の後に吹きだまりですとか、極端な暖気になって道路がぐちゃぐちゃになったりですとかといった場合に日中の作業が発生することがございます。それで、そのときの雪の降り方によって、早朝に出動して、また日中にも出動してということもあり得ますし、早朝が必要なければ日中だけということもあるので、そのときの状況によっても変わってくるのですけれども、往々にして連続した作業が排雪も含めまして発生する可能性は出てくることがございます。

現在の班体制といいますか、シフト体制の中で丸々交代できるほどの人員まではさすがにおりませんので、そこまでは無理なのですけれども、日中での除雪作業、あるいはピンポイントでの作業が必要になった場合につきましては、特に緊急除雪の場合につきましては通常の除雪とやり方が違いまして、郊外の交通量の少ないところにつきましては通常のようなやり方ができるのですけれども、市内、まちなかといいますか、交通量の多いところにつきましては日中は事故等のリスクが多いものですから、なかなかこの作業はしづらいいところもございますので、ただ暖気とかでぐちゃぐちゃになっているところも発生しますので、現場の状況を見ながらピンポイントで作業をしているものですから、一斉の除雪とは状況は違うのですけれども、それにしましても連続して作業する可能性が出てくるというところがございますので、そういう状況が発生した場合につきましては市の指示を出しまして、担当される作業員あるいはオペレーターの方につきましては、その間に十分な休憩時間を取っていただいた上で出動していただくという体制を取っております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 天候次第では作業員に大きな負担がかかっているのは、私も多くの除雪作業をされている方が友人、知人であるので、お話は聞いているところなのですけれども、休憩等を取っても負担は相当なものであるという話を伺っております。負担軽減というところで考えると、除雪作業全体の効率化がさらに必要になっていくのではないかと思います。人件費ですとか燃料費の高騰といった社会的要素も考えると、除雪作業全体の効率化はコストダウンだったりするための、効率化することでコストダウンできるので、そういった体制づくりは必要になってくると思うのですけれども、そういったことを考えているのか伺います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 除雪作業全体の効率化、またコストダウンのための体制づくりといいますか、そういった点。今のご質問にもありましたとおり、社会的な問題として人件費、そして燃料費の高騰ということで、いろいろなところで効率化を図って、あるいはコストダウンを図ってというところは必要になってきておりまして、これまでも細かい点も含めましていろいろ取り組んできているところなのですけれども、例えば排雪作業を例にご説明いたしますと、排雪作業を行う際にはまず幹線道路を中心に作業を進めると、これはまず排雪するためのダンプカーは大型なりますので、この動線を確認することでまず

効率的な作業を図る。また、排雪先の雪捨場なのですけれども、以前は限られていたのですが、これまでに順次場所を精査して増やしてきまして、今現在は市内5か所まで増やすことによって運搬効率、ひいてはコストダウンということで調整しているところでございます。

また、違った角度から言いますと、市民の方にこれはお願いになるのですけれども、いわゆる路上駐車ですとか道路への雪出し、これが円滑な除雪作業の支障になりますので、こういったことをやめていただくといったことをお願いすることによっての効率化と、こういったことも取り組んでおりまして、その他にも細かいことはいろいろあるのですけれども、様々なできる方策を取りまして除雪作業全体の効率化、そしてひいてはコストダウンということで取り組んでいるところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 効率化するためにダンプの動線確保、ストックヤードのような場所の確保等をしている。また、市民の協力、理解も必要であるというところで、私も除雪しているときに、前シーズンとかなのですけれども、ブルが来るような時間の前に雪をばっと出してということもしていたのですが、そういったことが重なっていくと除雪の路線に入っている方のスケジュールが狂ったりとかするのだというのは改めて知ることができたので、今後気をつけようと思います。

そういったところで市民の協力、理解も必要であるというところなのですけれども、少子高齢化に伴い、各家庭での除雪の要望、ニーズは高まっていると思うのです。今言ったようなこと、私のようなことなのですけれども、例えば除雪車が入った後の雪の塊が大変だから、よけてほしいですとか、雪を捨てる場所の確保もできないという交差点の雪山があるとか、いろいろ福祉サービスなどで間口の除雪ですか、対応しているものはあると思うのですけれども、そういった要望に対応するためですとか、除雪作業の効率化や作業員の負担軽減を進めていくといったことを考えますと、例えば市で地域ごとに排除雪の情報を提供して除雪の日みたいにするようなことですとか、個人で機械を持っている方と情報の共有をするなどといった地域や市民との連携を図れるような体制づくりなどといった点でお考えはないのかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 除排雪作業に関しましての地域や市民との連携を図れないかというところでございますけれども、まず今ほどのご質問にありました中での間口除雪なのですが、各家庭でもお困りの部分かと思われましてけれども、当市の除雪作業におきましては基本的にいわゆるかき分け除雪を基本としております。これは、社会生活の中において緊急車両、そして物流、通勤車両等々の動線を確保するのが最優先であるという考えに基づいてこういった形をとっております。よって、数多くの個別の間口除雪には対応していないという現状がございます。一方で、先ほど出てきました日中の緊急除雪が発生する場

合がございませう。これは、先ほども触れましたけれども、通常の除雪とはやり方が違ってきますので、日中の緊急除雪を行う際には、これはできる限り、できる範囲で、可能な範囲でなのですけれども、できるだけ間口には雪を置いていかないやり方を指導しているところでございます。

また、情報提供という部分なのですけれども、連携してという部分にもつながってくるのですが、特に排雪に関しましてはこれまでも度々お話には上がるのですけれども、こちらの情報が提供されますと過大なる雪出しが非常に懸念されまして、これがかえって除排雪作業の支障、あるいは通行の支障という事象が発生しておりますので、この辺りにつきましましては慎重に考えざるを得ないというところがございます。また、各地域でのという部分なのですけれども、決して大きくはないまちなのですけれども、地域で道路事情と申しますか、除雪作業する際の状況、事情、ローカルルールと申しますか、いうものは微妙に違っておりまして、なかなか市内一律での情報提供ですとか連携の仕方というのは簡単ではないのかと思うのですけれども、そこそこの地域事情、またこれも年々変化していくものもございませうので、それぞれの地区、地域においてどういった連携の仕方が一番適切なのかということをご各地域、各町内会単位の皆様とも常に情報交換をしながら、そこそこの地域事情に合った連携の仕方はどういった方法が一番いいのかと申すことにつきましては今後につきましてもしっかりと検証してまいりたいと、このように考えております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 分かりました。各家庭において除雪作業に苦勞されている話は、よくお聞きしています。屋根の雪下ろしを業者に頼んでもすぐ対応してもらえないですとか、福祉サービスを受けられない家庭もある。要望は様々あると思いますし、聞いていらっしゃるとは申します。砂川市の除雪体制、取組に関しては、近隣市町村と比べたときに交通の確保という部分で行き届いているのかと。バスが通れないだったり、緊急車両がということはないので、十分行き届いているのではないかと申しますが、現状の取組に加えて民間事業者やボランティアの活用などサービスの拡大、拡充方法はまだまだ可能性があるのかと申すしております。予算をかければきれいにできるものだとは思いますが、安定した除雪作業を継続して行っていくためにも予算というのはあまりかけられないのかもしれないのですが、新たな試みなど十分検討を進めていただきたいと、以上を申し上げて1番目、除雪についての質問は終わります。

続きまして、事業承継、継承についてですが、商店街連合会と連携し、セミナーの実施、国、道の施策についての情報提供を行っているというところで、商工会議所、金融機関等の関係団体と市内経済状況や事業者に関する情報交換は継続的に行っていると。答弁の中であつたのですけれども、小売業、飲食店から相談があり、商工会議所と連携し、承継したとのことなのですが、規模とか経営状況、身内、第三者、状況によって異なると思うのですけれども、事業承継に必要な期間はどれくらいか、承継した例を話せる範囲で、もし

あればお伺いします。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 それでは、近年において1件事例がございますので、それを紹介しながら期間についてご説明したいと思います。令和3年5月に市内の事業者から、廃業したいという思いがあるということでしたが、身内の方から事業承継についてそういう事業があることを聞いたということで、本市に相談がありました。市からは、よろず支援拠点のコーディネーターを紹介いたしまして、コーディネーターと税理士等へ資産の相談をするようアドバイスをしたところでした。それに伴って商工会議所に情報を共有したというところがあります。その後、6月頃に従業員に継ぐ意思があるか希望を取ったところ、希望したいという意思表示がありましたので、その旨を伝えながら、9月にはよろず支援拠点のコーディネーターが介入しております。コーディネーターから、従業員への就業セミナーの受講のアドバイスですとかを行っていったところでした。10月には、よろず支援拠点のコーディネーターと道事業承継引継ぎ支援センターのサブマネージャーによるアドバイスが行われ、事業承継の支援ファンドの活用などのアドバイスが行われたところでした。10月下旬には引継ぎすることが決定いたしまして、11月から従業員が経営主になったという事例がございました。

5月から11月までなので、このケースにつきましては6か月で継承が終わったところですが、これはとても優良な事例で、元の経営主の意思が明確だったこととか、引継ぎを受ける者が従業員という身近なものであったということ、それから速やかに支援機関と有機的に連携ができたことが挙げられると思います。一般的には、中小機構の資料を見ますと、社外の継承でも3割は引継ぎに1年以上かけているということなので、今回の市内のケースについては特例で早かったのですが、かなりの時間を要すると。これはケース・バイ・ケースかと思いますが、そのような状況になります。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。国や道の支援があるものの、支援を受けるための申請が難しく、ハードルが高いのではないかと感じています。国ですと例えば事業承継・引継ぎ補助金というものが3種類、創業支援型、経営者交代型、M&A型の3種類があって、それぞれ補助率や補助上限は異なるのですがけれども、そういったもののハードルは高く、小規模事業者が多いというところで砂川市において独自の支援は考えられないのかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 ただいま議員さんのおっしゃられました支援につきましては、かなりハードルが高くて、法人が法人を引き継ぐみたいな支援が対象になりますので、本市の先ほどの事例のようなものにはなかなかのっかってこないのかというものがございまして、担当部署におきましてもそのようなことがあるということは理解しておりますの

で、前向きに今検討を進めているところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。大きな事業というところで事業承継していくとなれば相当大変なことだとは思いますが、小規模事業者が多い中で砂川市で気軽に活用できるような支援があると非常に承継も進んでいくのかと思います。冒頭でも話したのですが、長年まちで愛された商品、技術とか場所というものがなくなることは寂しいと思いますので、そういった場所がなくならないよう事業承継を進めていく中で、新しい方に承継していくことで今までの砂川らしさというものを残しつつ新しい砂川らしさが出ていくのではないかと考えます。地元だけではなく、ほかの地域からも来てもらえるように告知、周知ができるといいのかとも思いますし、いろいろ課題があって難しいのかと、事業承継させたい人としたい人のマッチングという部分では難しいと思うのですが、少しでも多くの承継、継承をされていくよう今後とも続けていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

◎延会宣告

○議長 多比良和伸君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時38分